

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月18日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質 問 者 氏 名 (議 席 番 号)	質 問 項 目
1	久 和 満 晴 (1)	1. 歴史スポーツ公園の管理について (1) 周囲からの死角となり犯罪の温床となりうる展望台について (2) ペットの立ち入りについて 2. 障がいのある子どもを持つ保護者への対応について (1) 保護者への説明方法について (2) 保護者間の情報共有について 3. まほろば号について (1) 車両のメンテナンスについて (2) 車両に不具合が生じた場合の連絡体制について
2	タコスキッド (7)	1. 多世代交流施設について 子育て世代には共働き家庭が多く、それに伴って子ども達に負担が及んでいる。また、その上の世代は親の介護に加えて経済的な負担等の苦勞があり、高齢者も経済面、健康面、居場所など全ての世代がそれぞれに問題を抱えている。 すべての世代がそれぞれに異なる悩みや問題を抱えていることから、相互に助け合い、問題を解決できる多世代交流施設の存在が必要であると考えるが検討の余地はあるか、市長の見解を伺う。 2. コミュニティバスのあり方について 「まほろば号」や「のるーと」など民間主導の運営形態ではいつか限界が来るのではないかと危惧している。市独自の地域公共交通システムが必要になると考え3点伺う。 (1) 現状の民間主導の運営の中で運転士だけ公務員として雇用することは理論上可能か。 (2) 市主導で地域公共交通を運営することは理論上可能か。 (3) 5年先10年先を見越して市独自の地域公共交通システムの導入に向けて検討に入るべきと考えるが市長の見解を伺う。 3. バス停への椅子や屋根の設置について 市内を走るバスの減便によりバスを待つ市民が不便を感じている

		ように見受けられる。雨風、猛暑から利用者を守るため、バス停に屋根やバスを待つ際に利用できる椅子、ベンチの設置が必要であるとするが市の見解を伺う。また、西鉄バス、まほろば号、のりーと、それぞれ市の裁量で理論上設置が可能か伺う。
3	原 紳 次 郎 (3)	1. 太宰府市子どもの権利条例について 子どもの権利を保障する観点から、制定に向け検討が進められている「太宰府市子どもの権利条例」について3点伺う。 (1) これまで5回開催された太宰府市子どもの権利条例検討部会の進捗及び今後のスケジュールについて (2) 条例の骨子に太宰府市の特色をどう活かそうと考えているのか。 (3) 今後、「子どもの権利条例」をどのような方法で市民にアピールしていくのか。 2. 介護保険制度における福祉用具の選択制導入後の状況について 令和6年度から、一部の福祉用具について貸与（レンタル）と販売の選択制が導入されたが、その後の状況について3点伺う。 (1) これまでの利用状況。 (2) 手続きや用具の評価等に対する利用者の声。 (3) 福祉用具専門相談員または介護支援専門員が手続きする方法のみならず、必要になった個人が直接手続きできる方法へ緩和する必要性の有無。 3. 自治会から建設課へ提出している要望書について 毎年、各自治会は年度末に建設課へ建設課事業に関する要望書を提出しているが、その対応について5点伺う。 (1) 要望に対する自治会への説明、回答及び実施状況。 (2) 令和8年度の要望を受けてからのリードタイムとスケジュール。 (3) 希望に沿えない要望案件に対する自治会への説明。 (4) 優先度、重要度の考え方。 (5) 時間を要する案件への取り組み方。 4. いきいき情報センターの全世代交流フリースペースについて いきいき情報センター1階にある、全世代交流フリースペースが「幅広い世代のどなたでも利用できるフリースペース」ではなく「学習スペース」と化し、一部の市民から利用しづらいとの声を聞くことから2点伺う。 (1) 学習スペースの更なる拡張の必要性について (2) 全世代交流フリースペースの設置目的と現状との乖離をどう考えるのか。

		5. まほろば号の運行ダイヤについて 4月のダイヤ改正で大幅な減便となって以降、市民からの改善を求める声は日に日に増加傾向にある。そのような中最近まほろば号の回送便を目にすることから、運行ダイヤについて2点伺う。 (1) 回送を余儀なくされている状況は効率的な運行と言えるのか。 (2) 回送便を通常運行便に切り替えできないか。 6. 令和6年度太宰府市財務書類について 令和8年3月に令和6年度の財務4表が公表された。このうち、貸借対照表にある流動資産の「未収金」について4点伺う。 (1) 一般会計等、全体、連結各貸借対照表における未収金の詳細な内容。 (2) 未収金に対する債権回収の状況。 (3) 未収金の発生を防ぐための対策。 (4) 令和8年に消滅時効予定の金額。
4	今 泉 義 文 (8)	1. 老朽化した擁壁の安全対策と補助制度について 近年、全国各地で線状降水帯の発生による集中豪雨や土砂災害が頻発しており、住宅地に設置された老朽化した擁壁が崩落し、人的被害が発生する懸念が高まっている。 本市においても、梅ヶ丘地区や青山地区で擁壁崩落が発生している。 市民の生命・財産を守る観点から、擁壁の点検、維持管理及び改修支援の強化が必要と考え3点伺う。 (1) 市内における擁壁の危険箇所について (2) 老朽化した擁壁の点検や安全確認を促進する取り組みについて (3) 擁壁の補修・改修・撤去等に対する補助制度の創設について 2. 物価高騰下における学校給食の質の維持について 近年の物価や燃料費等の高騰により、学校給食を取り巻く環境は厳しさを増していると考えられる。 食材価格の上昇によって献立内容や食材の品質、栄養バランスに影響が出ることも懸念される。 成長期の子ども達にとって学校給食は極めて重要であり、安全安心で質の高い給食を安定的に提供していく必要があると考え3点伺う。 (1) 近年の物価や燃料費等の高騰が与えている学校給食運営への影響について

		(2) 学校給食において、安全安心で質の高い給食を維持するための工夫や対応について (3) 今後、物価高騰が長期化した場合に備え、市独自の支援拡充や安定的な財源の確保について
5	笠 利 毅 (9)	1. 本市の国民保護計画について 国民保護計画は国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村に作成が義務付けられている。 そこで、本市の国民保護計画の存否、計画の目的及び内容等について伺う。
6	岡 林 直 人 (2)	1. 本市ホームページの利便性向上について 本市のホームページは市民生活において、様々な行政サービスの入り口として重要な役割を担っている。また、本市は全国でも有数の観光都市であることから観光客に向けた重要な情報発信ツールでもあると考える。そこで、本市のホームページの利便性をさらに向上させるため3点伺う。 (1) ホームページの利便性に関する市の現状認識について (2) ホームページ運用のルールについて (3) ホームページ以外のSNSの活用について 2. 史跡地の活用について 本市は全国有数の歴史文化都市であり、市域の約16%が史跡地となっている。一方で、観光客の多くが天満宮周辺エリアに集中しており、政庁跡周辺エリアへの回遊性の向上が課題となっている。そこで、政庁跡周辺エリアの史跡地を活用し、新たな観光資源を創造するため3点伺う。 (1) 第二次太宰府市観光推進基本計画の進捗状況について (2) DMO（観光地域づくり法人）の取組み状況について (3) 令和6年度に実施されたフードトラック社会実証実験の結果について
7	川 口 親 丸 (5)	1. 若者や子育て世代が住み続けられる住宅支援について 若者や子育て世代が本市に住み続けるためには、家賃負担の軽減や公的住宅の拡充など、住まいに関する支援が重要であることから3点伺う。 (1) 市営住宅の現状について (2) 住宅支援等住宅政策の現状について (3) 今後の若者や子育て世代への住宅支援に関する考え方について 2. 児童生徒の通学時における荷物の負担軽減について 教科書やノート、タブレット端末、水筒等の携行品により、児童生徒の通学時の荷物負担が大きいとの声があることから3点伺う。

		(1) 児童生徒の通学時の荷物負担に関する実態把握について (2) タブレット端末や教科書等の持ち帰りに関する方針について (3) 教科書などを学校に置いておく、いわゆる「置き勉」など荷物負担軽減策の取り組みについて 3. 物価高騰における市民生活支援について 長引く物価高騰により、食料品や光熱費などの生活費が上昇し、市民の生活への負担が大きくなっている現状から3点伺う。 (1) 物価高騰による市民生活への影響を市はどう認識しているのか。 (2) 今後の市民生活の支援に関する方針について (3) 市民の声を把握し、必要な施策につなげる仕組みについて
--	--	---

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番 久 和 満 晴 議員	2番 岡 林 直 人 議員
3番 原 紳次郎 議員	4番 瀬 筒 義 久 議員
5番 川 口 親 丸 議員	6番 馬 場 礼 子 議員
7番 タコスキッド 議員	8番 今 泉 義 文 議員
9番 笠 利 毅 議員	10番 木 村 彰 人 議員
12番 堺 剛 議員	13番 學 田 久美子 議員
14番 神 武 綾 議員	15番 陶 山 良 尚 議員
16番 長谷川 公 成 議員	17番 門 田 直 樹 議員
18番 小 畠 真由美 議員	

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

11番 入 江 寿 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長 高 原 清	副 市 長 石 田 宏 二
教 育 長 井 上 和 信	総 務 部 長 轟 貴 之 (経営企画担当)
総 務 部 理 事 宮 崎 征 二 (総務担当)	市民生活部長 友 添 浩 一
健康福祉部長 大 谷 賢 治	健康福祉部理事 添 田 朱 実 (子ども担当)
都市整備部長 伊 藤 健 一 (併公営企業担当)	観光経済部長 竹 崎 雄一郎
教 育 部 長 添 田 邦 彦	教育部理事 平 野 善 浩
総 務 課 長 併 鳥 飼 太	経営企画課長 宮 原 竜
選挙管理委員会事務局 眞 鍋 達 也	管 財 課 長 松 隈 誠 宏
総 務 課 秘書担当課長 福 田 久 博	防災安全課長 糸 山 邦 明
管財課公共施設整備担当課長 白 石 康 子	納 税 課 長 竹 原 史 晃
教育施設整備担当課長 山 崎 崇	子育て支援課長 松 尾 克 己
市 民 課 長	
福 祉 課 長	

都市計画課長	古賀 千年志	建設課長	堀 修一朗
上下水道施設課長	清武 伸寿	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太宰府館長	橋本 典明
国際・交流課長	渕上 幸治	産業振興課長	満崎 哲也
社会教育課長	立石 泰隆	学校教育課長	田代 浩
文化財課長	井上 信正	スポーツ課長	橋川 史典
監査委員事務局長	松尾 誓志	文化学習課文化学習係長	一瀬 沙織

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

議会事務局長	杉山 知大	議事課長	花田 敏浩
議事課庶務係長	大塚 春菜	書記	木村 幸代志
書記	陣内 成美	書記	川口 晃生

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（小島真由美議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1 番久和満晴議員の一般質問を許可します。

〔1 番 久和満晴議員 登壇〕

○1 番（久和満晴議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い3件について質問させていただきます。

1 件目は、歴史スポーツ公園の管理についてです。

歴史スポーツ公園は自宅にも近く、私の子どもたちも幼少の頃より一緒に遊んだり軽スポーツを楽しむなど、憩いの場として利用させていただいている公園です。

1 項目めは、以前から懸念しておりましたが、周囲からの死角となり犯罪の温床となり得る可能性のある展望台について伺います。

公園にある展望台に上がると、周囲の見通しがよいとは言えず、下のグラウンド方面からも展望台が見えにくいと、様々な犯罪の温床になるのではないかと懸念しております。つきましては、死角をなくすために展望台周辺の木々の伐採をお願いしたいと思っております。ただし、予算もかかるため計画的な工事にはなるかとは思いますが、考えをお聞かせください。

次に2 項目め、ペットの立入りについて伺います。

歴史スポーツ公園は憩いの場として利用されておりますが、現在、ペットの同伴が許可されていないと聞いております。歴史スポーツ公園で飼い主が小型犬を抱えて散歩しているのを何度も見かけたことがあります。私には違和感があったことを覚えております。そこで、公園内へのペットの立入りを可能とすることができないのか、市の考えを伺います。

以上、2 点です。

次に、2 件目は障がいのある子どもを持つ保護者への対応についてです。

1 項目めは、保護者への説明方法について伺います。

市役所の窓口において、障がいのある子どもさんを持つ保護者の方から、毎年一定の時期に書類の提出や書類の提出に関する相談があっていると思いますが、ある保護者から、市役所へ書類の提出や相談に行くと、職員によって対応がまちまちで戸惑った。また、ある年は書類を

作成する際に記載例を提示していただけたので大変助かったという話を聞きます。特に、初めて書類を提出する保護者の方にとっては、記載例を提示していただけると大変助かるのではないかと考えますが、日頃から保護者へはどのように説明を行っておられるのでしょうか。

例えば、説明の手順を記載した職員用のマニュアル等があつて、それに沿って説明をしているなど、その方法について伺います。

次に2項目め、保護者間の情報共有について伺います。

小・中学校に入学する際の説明で、障がいのある子どもを持つ保護者に、教育方針や施設等の説明が行われていることと思います。その際に、保護者の了承が前提にはなりますが、その保護者の実体験、経験談を同じ不安を抱える保護者間で情報共有や交流する場を設けることができないものかと考えます。あくまで個人情報の問題がありますので、了承いただいた保護者に限ります。現在、既に行われていることかもしれませんが、さらに踏み込んで情報共有や交流の場が持てないものかお伺いいたします。そうすることで、同じ悩みを持つ保護者の不安を少しでも軽減できるのではないかと考えます。

以上、2点です。

次に3件目は、まほろば号についてです。

1項目め、車両のメンテナンスについて伺います。

昨年10月の夕方、まほろば号に乗車しておりましたところ、とあるバス停で車椅子利用者とその友人二人がまほろば号に乗車しようとしていました。まほろば号の運転士の方が運転席から降りて、車椅子乗降用スロープを下ろそうとしましたが動かず、何度か試みられておりました。しかし、その後もスロープは下りず、結局代わりの車両を呼ぶことになりました。応援のバスの到着まで30分ほど時間がかかるとのことで、私を含む乗客は全員そのバスを降り、私は都府楼前駅まで歩いたことがありました。そこで、車両のメンテナンスはどのくらいの頻度で行われているのか伺います。

次に2項目め、このときのように車両に不具合が生じた場合の連絡体制、車両の不具合により運行に影響が出た場合は本市に報告はあっているのか伺います。

以上2点です。回答をよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） おはようございます。

それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、歴史スポーツ公園は平成元年の開園以来、長年にわたり市民の皆様に親しまれてきました。開園から40年近くが経過し、公園内の樹木の成長に伴い、一部で見通しが悪くなるなど死角が生じております。特に、議員ご指摘の展望台周辺につきましては、樹木の影響により見通しが悪い箇所があることを把握しております。幸い、現時点で展望台周辺において犯罪や迷惑行為等の事例は報告されておりませんが、未然防止の観点から必

要な対策を講じることは重要だと考えております。

一方、公園内の景観の向上や安全確保を目的とした大規模な伐採につきましては、多額の費用を必要としますことから、本市といたしましては地域や自然環境への影響に配慮しつつ、段階的かつ効率的に改善を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、このような周囲から死角となっている箇所につきましては、単に防犯面のみならず、公園利用者が安心して散策できる環境づくりの観点からも、その解消が望まれるところでありますので、安全で快適な公園利用を実現するため、今後も成長した樹木の対応を含め適切な維持管理に努めてまいります。

次に、2項目めについてですが、歴史スポーツ公園はウォーキングやスポーツ、家族での憩いの場として市民の皆様幅広く親しまれてきました。本公園では、開園当初からスポーツ利用や家族連れの遊び場としての利用を優先し、衛生面や安全面の観点からペット禁止の運用を続けてきたところであります。

しかし、近年、ライフスタイルの変化、多様化に伴い、ペットを家族の一員として公共の場でも一緒に楽しみたいという声が増えております。また、飼い主のマナーが向上していることも認識しております。一方で、ペット同伴の環境を整えるには、利用者の衛生面や安全面への配慮、さらに他の公園利用者や近隣住民の理解を得ることが不可欠であるため、慎重な検討が必要であると考えております。今後は、他自治体の取組も参考にしつつ、状況の変化を注視しながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ご回答ありがとうございます。

1 項目めですけれども、展望台について近所の方や高齢者、子どもさんは、例えば正月とか展望台から初日の出が見れる楽しみをできるのではないかと思います。

昨年より、歴史スポーツ公園内のます蓋、ゴムチップのマンホール蓋、今年に入り弓道場側の歩道の土砂の整備処理や、青葉台2丁目南側の桜の木が車道に斜めに傾いており、地域の方がいつ倒れるか分からないとのことで伐採していただきました。本当にありがとうございます。

ところで、管理・点検は定期的にでしょうか。またはその都度でしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 沿路沿いやトイレ、駐車場等の施設につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、週2回清掃や除草作業を実施しております。また、植栽管理につきましては、造園業者により草刈りを年2回、樹木剪定を年1回実施しております。このほか、公園の利用者から管理等に関するご連絡をいただいた場合には、職員が現地を確認し、状況に応じて対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

週2していただいているということで、どうしても歴史スポーツ公園ですね、1989年、平成元年ということで、今言われましたように40年近く経過しておりますので、修理・点検は絶対に必要かと思います。今後も点検等、よろしくお願いいたします。

次に2項目め、ペットの件ですけれども、福岡県はワンヘルスを推進しております。今後も検討のほうができるのか、もう一度お願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 回答の中でも申し上げましたが、歴史スポーツ公園、こちらにつきましては、ウォーキングやスポーツ、家族での憩いの場として市民の皆様に広く親しまれてきました。そういったこともございまして、本公園では開園当初からスポーツ利用や家族連れの遊び場としての利用を優先し、衛生面や安全面の観点からペット禁止の運用を続けてきたところでございます。先ほども申し上げましたけど、ライフスタイルの変化とか飼い主のマナーの向上とかございます。ただ、一方では他の公園利用者への配慮、近隣住民への理解を得ること、こちら也不可欠であろうかと考えておりますので、慎重な検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

例えば、福岡県の公園で春日公園がありますけれども、そこにはドッグランがございます。あくまでもそこは福岡県ですので、市とはまた別なんですけれども環境は変わってきております。その都度、その都度の対応を今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

また、歴史スポーツ公園は先ほど申しましたように、40年近くたっております。雨の日は太鼓橋が滑りやすくなったり、青葉台2丁目西側の階段から下りたところの竹やぶが歩道のゴムチップ側に倒れるなど、点検しなければならないところは多々あると思います。

私も、今たまにしか参加しておりませんが、朝6時半のラジオ体操で2列から3列に並んで20名から30名の集団で、またほかの場所も含めると50人ほどでラジオ体操をしております。人数が多ければ、トイレ関係を使うのはあると思うんですが、歴史スポーツ公園には弓道場側とテニスコート側にトイレが2か所あります。両方とも古くて、トイレの改修計画は今後ありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） トイレの改修計画というご質問かと思いますが、昨年度、市内の洋式トイレが設置されていない公園につきましては、一斉に洋式化工事を実施いたしました。このに伴いまして、歴史スポーツ公園におきましては、弓道場のトイレの洋式化改修を昨年度実施しております。このように、トイレの洋式化につきましてはこれまでも一定程度進めて

きたところでございますが、現在のところ具体的なトイレの改修計画はございません。必要に応じて部分的な改修を進めさせていただいているところでございます。

今後は、老朽化した公園のトイレの改修につきましても、併せて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

私の住んでいる青葉台中央公園、こちらも洋式にさせていただきました。やはり使うほう、子どもさん、高齢の方、やはり膝とか和式を使ったことがないという方も結構いらっしゃいますので、今後はその検討を早めていただくようによろしく願いいたします。

これで、1 件目の質問は終わります。

続きまして、2 件目お願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、障がい児通所サービスを利用しているご家庭には、サービスの支給決定期間が終了する約一月半前を目安に、サービスを継続利用するに当たっての必要書類として支給申請書や収入申告書、日頃のお子様の状態やご家族などの支援内容や頻度等を記入いただく介助状況等確認シートを同封し、申請のご案内をしております。

できるだけ保護者の皆様の手間を少なくするため、申請書に記載する内容を保護者の皆様が確認するだけで済むよう、支給申請書や収入申告書には必要事項をほぼ記載した状態で送付しているところです。介助状況等確認シートでは、例えば、お子様への支援の頻度については、「ほぼ毎日支援が必要」、「週 1 回以上支援が必要」、「月 1 回以上の支援が必要」など、具体的な例を挙げ選択してもらうなど、保護者の皆様にご記入するに当たってできるだけお悩みが少なくなるよう努めているところです。

また、窓口において書き方のご相談があった場合には、職員によって対応が異なることがないよう、記入に当たっての注意点をまとめた基準表を職員全員で共有しており、サービス更新の手続でトラブルとなることはほとんどない状況と認識をしております。

しかしながら、今回職員により対応がまちまちで戸惑ったというご相談が現に議員に寄せられており、これを機に改めて職員の意識徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 次に、2 項目めについてですが、障がいのある子どもを持つ保護者が小学校、中学校入学時に不安を抱かれることは十分認識しております。このため、教育委員会では学校教育課において、次年度小学校に入学する保護者に対する就学支援説明会を 5 月に開催して、特別支援学級、通級指導教室等通常学級での学びや支援について説明し、並行して個

別の就学相談を受け付けております。また、6月からは各学校において学校見学会を開催して学校説明を行っており、不安が少しでも軽くなるように努めております。

保護者間の情報共有や交流の場については、児童生徒が通う特別支援学級での学級懇談会において、交流の場を設けております。また、特別支援学級や通級指導教室、太宰府特別支援学校に通う子どもを持つ保護者や、特別支援教育に関心のある保護者を対象にした家庭教育学級の特別支援合同学級（通称そよ風学級）において、保護者同士のつながる場、同じ悩みや子どもへの思いを共有する場を設けているところです。

さらに、現在実施している保護者間の交流の場につきましては、保護者がより安心して情報を共有し合い、互いに支え合える環境を整えるために内容や機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

職員によってまちまちという話を、私、話させていただきましたけれども、これを改めて、再度意識を持っていただきたいと思います。

そして、2 項目めの件なんですけれども、そういう機会を持っていただいて、またさらに深く寄り添うような形をしていただければと思います。保護者の方が人生を悲観しないような環境をつくっていくようにお願いしたいと思います。また、常に寄り添っていただいて、いつも相談できる環境をつくっていただきたいと思います。

今回の質問に当たり、情報共有してもよいという英断をいただいた保護者の方に感謝を申し上げますとともに、同じ悩みを持つ保護者の方の負担軽減をおもんぱかってくくださった配慮にも感謝を申し上げます。市のさらなる努力をお願いして、2 項目の質問を終わります。

続き、3 項目をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 3 項目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、まほろば号の運行につきましては、道路運送車両法等に基づきまして、日常の車両メンテナンスや運行開始前後の車両点検、また定期的な車両点検整備について、その点検箇所、点検内容、点検時期を遵守し、運行事業者である西日本鉄道株式会社において計画的かつ適切に実施いただいているところです。

次に、2 項目めについてですが、先ほど申し上げました様々な点検整備を実施しておりますが、運行中に予期せぬ不具合が発生し、運行に支障が生じる場合もございます。その際は、運転士から運行管理者へ速やかに報告がなされ、別車両の手配、不具合車両の回送、運行の継続を図るための迅速な対応を行っていただいております。

1 項目めのご質問にもございましたが、議員ご指摘のとおり、昨年10月31日、バス停に到着したまほろば号におきまして、昇降式リフトに不具合が生じたため継続運行ができず、別の車

今後も定期的な車両メンテナンスや不具合等の情報共有を行いつつ、安全・安心なまほろば号の運行に努めてまいりたいと考えております。

あえて、私、昨年の10月ということで日にちは入れてなかったんですけども、日にちもしっかりと把握できておまして、西鉄と本市がちゃんと連携を取っていただいているということで、もしそういう不具合がある前に点検というのを再度打合せをしていただけたら助かると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長（伊藤健一） 先ほどの回答の中で申し上げましたが、日常の車両メンテナンス、さらに運行開始前後の車両点検、また、定期的な車両点検整備につきまして、各種法令を遵守して行っているところでございます。今後につきましても、運行業者であります西鉄と密に連携を取りまして、その辺の点検の徹底を行っていきたいと考えているところでございます。

会社によってもですけども、運行前点検というのは交通会社にとっては絶対必要なことですし、普通の会社もしくは役所でもそういうことはされてると思いますので、しっかりと不具合がないような運行を今後ともお願いしたいと思います。

[illegible]

– 141 –

いたしておりますので、お知らせいたします

7番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔7番 タコスキッド議員 登壇〕

○7番（タコスキッド議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、3件質問させていただきます。

全国的な課題として、経済格差の拡大や少子高齢化に加え、近年では多くの世代で経済状況が一段と悪化しており、生活や将来設計が一層困難な状態に陥っていると言われています。全国的に共通の課題であるからとして、他市と足並みをそろえるのではなく、本市としてできる限り最大限の対策を立て、目の前の課題を解決していきながら、並行して5年後、10年後の未来のための準備を行う必要があると考えます。そこで、高原市長の今後の手腕に期待して、3件質問させていただきます。

1件目、多世代交流施設について伺います。

子育て世代の多くは、共働きで経済的にも不安定なため、心の余裕を持ちにくく、少子化に歯止めがかかる気配はありません。その上の世代は、子どもの学費と親の介護などの負担がのしかかり、高齢者は限られた年金による生活で健康への不安と社会的に孤立することへの不安を抱えています。子どもたちも、経済格差や体験の機会の格差、さらには愛情の希薄さなどによる影響を少なからず受けているのではないかと考えます。

さて、私は1期目の選挙公約に「幼老共生」を目指すことを掲げていました。「幼老共生」とは、子どもと高齢者が同じ空間で生活や活動を共有する考え方で、一方的に、ケアする側、される側ではなく、互いに支え合う関係を重視することです。この幼老共生の考え方を取り入れる事で、全世代の問題が少しずつでも解決していくのではないかと私は考えています。

佐賀県基山町にある多世代交流センター憩いの家は、高齢者から子どもまで世代を超えた交流の拠点となる施設で、そこには小学校低学年までのお子さんを対象とする屋内遊具を配置した無料のキッズルームや、カラオケ設備を有する音楽室、会議等に利用する多目的室、浴室、調理室、バンド練習や囲碁、将棋などができる交流スペースなどがあり、教室やサークル、多世代食堂と、様々な世代の交流施設となっています。

私は何度もこの施設に足を運び、様々な体験、交流を行っていますが、室内遊具と同じスペースにあるラウンジでは、若い親子と高齢者の交流が自然と行われており、多世代食堂やサークル活動を通じての交流が全世代にとってプラスに働いているように感じます。

本市においても、課題解決のために多世代交流施設が存在が必要であると考え、市長に伺います。今後、本市においてこのような施設の整備を検討する余地があるかお聞かせください。

次に2件目、コミュニティバスの在り方について伺います。

通学や通勤のみならず、運転免許証を返納した高齢者や障がいをお持ちの方、徒歩以外の移動手段を持たない方々にとって、バスはなくてはならない交通機関です。しかしながら、これまで利用者が少ないことや運転士不足により、市内を走るバスは年々減便や廃線となっていま

す。

減便が進むと、利用者にとってますます不便となり、バスを利用しなくなるという悪循環に陥ることになると思われます。ですが、今後、高齢化が進むことは間違いなく、運転免許証を返納した方などの移動手段が確保できなくなるような事態は、市民の生活を守る役割を持つ地方自治体としては避けなければならないことだと考えます。

民間事業者として、利用者が少ない、利益が見込めない、採算が合わないという理由で減便、廃線になることは致し方ない面があると思いますが、地方自治体は違います。たとえ少数でも、必要があれば受皿をつくる必要があると考えます。

私は、まほろば号やのるーと太宰府など、いつか限界が来るのではないかと危惧しています。そのときに急に慌てることがないように仕組みづくりが大切です。民間事業者との共存も大切にした上で、5年先、10年先を見据えた太宰府市独自の地域公共交通システムが必要になると考えますが、3点について市の見解を伺います。

1 項目め、現状の民間主導の運営の中で、運転士だけを公務員として雇用することは理論上可能なのか伺います。

2 項目め、市主導で地域公共交通を運営することは、理論上可能なのか伺います。

3 項目め、5年先、10年先を見越して、市独自の地域公共交通システムの導入に向けて検討に入るべきと考えるが、市長の見解を伺います。

最後に3件目、バス停への椅子や屋根の設置について伺います。

2件目でも触れましたが、現在西鉄バス、まほろば号ともに減便が続いております。それに伴って、待ち時間も大幅に増えており、1本乗り遅れてしまうと相当な時間を立ったまま過ごすこととなります。猛暑の中、長時間立ち続けることだけでも大変な状況であります。ゲリラ豪雨なども近年増えてきました。そのような状況の中で、私は以前から雨風あるいは猛暑から市民を守るための屋根や、長時間待たための椅子、ベンチの必要性を感じており、選挙公約にも掲げております。

災害などを考慮すると、ソーラーパネルを屋根に設置して非常用の電源確保なども検討していただきたいところですが、今回は前段としてバス停への椅子や屋根の設置の可能性についてお伺いします。

福岡市において、福岡市ベンチプロジェクトがスタートしたことはご存じかと思います。ここで、ぜひ本市でもご検討いただきたいと思いますので、1点お聞かせください。

西鉄バス、まほろば号、のるーと太宰府、それぞれ停留所に市の裁量で椅子、ベンチ、屋根を設置することが理論上可能なのか伺います。

以上、3件お願いいたします。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 1件目についてご回答いたします。

佐賀県基山町の多世代交流施設憩いの家について確認しましたところ、建設から44年経過した老人いこいの家を全面リフォームし、平家建てから2階建てに改修され2018年にオープンした施設で、有料施設もございますが、キッズルームは無料となっており、多世代食堂なども実施され、子どもから高齢者までが集い、触れ合う世代間交流の場となっているようでございます。

本市におきましても、子ども、学生、子育て世代、高齢者などの全世代の方々が、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う太宰府らしい地域共生型の居場所づくりを検討し、誰もが生き生き助け合い、生活できる地域社会を目指しているところでございます。

太宰府市公共施設等総合管理計画では、施設再編のモデルプランといたしまして、いきいき情報センターや市民図書館などをはじめとする5つの公共施設を全世代交流型として位置づけており、令和7年度に実施した公共施設再編検討支援業務委託におきまして、利用状況の調査や分析、施設の課題等を抽出し、施設ごとの必要機能や再編の効果等を検討、整理するとともに、民間施設との複合化等の可能性についても積極的に検討を行ってまいりました。

また、本年度からは公共施設整備検討委員会をはじめとする各委員会を立ち上げ、様々な視点からご意見をいただければと考えているところでございます。施設の整備におきましては、一部重複する施設機能は最適化する視点を持った上で、個別施設の老朽化やコミュニティエリアとの親和性、相乗効果の創出など、全世代の方々が様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う、太宰府らしい地域共生型の居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

方向性として本当にご理解いただいております。市長にお伺いしたいのですが、多世代交流とは、自分以外の世代の方々と互いに理解や絆を深めることと言われてますが、その環境づくりのために、市長の理想の多世代交流施設というイメージがあれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 議員のほうからご指摘いただきました基山町の多世代交流施設憩いの家でございますが、やはりこれも1つの多世代交流の施設としてはいい例ではないかなというふうに思っております。

太宰府市で言えば、基山町さんの憩いの家につきましては、太宰府市でいうとこの老人福祉センター、そしてルミナス、そしていきいき情報センター、こういう施設が複合化された施設ではないかなというふうに私も拝見させていただきました。

今後、五条のいきいき情報センターも今後検討しておりますが、こういう視点を持ってまた検討もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員）　ありがとうございます。

そうなんです。おっしゃるように、様々分かれてるものが複合になることによって、どうしても1つの建物の中でいやが上でも交流が生まれるんですよね。どうしても別れていると、その場その場で、子どもは子どもの施設、高齢者は高齢者の施設で交わることがないので、それが1つの建物の中になることで自然と交流が生まれると僕は思っております。

今現状行われてることで、いきいき情報センターでいいますと、多世代交流スペースと名前がつけられてるんですけども、現状を見ても、とても多世代交流するような場とは思えなくて、自習してる学生さんとかが主に活用してる感じで、それはそれで僕はとてもいいことかなと思うんです。どうしても学生さんとか、経済的な理由があって家とかでずっとエアコンつけとくとかっていうのもなかなか難しかったり、有料の場を借りたりっていうのもすごく難しいと思うので、こういう施設があって自習するスペースがあるというのは僕はすばらしいことだと思います。

ただ、どうしても多世代交流って名前がついてると、その辺も自習してる子たちもなかなか気を遣うところもあって、大声を出してしゃべってる人がいても我慢しないといけないみたいなものもあるかと思うので、そこはそれでもうフリースペースとか自習スペースとかっていう形にしてもらってもいいのかなと考えます。

そして、太宰府市の取組でいうと、全世代居場所交流っていう形で銘打ってされてるんですけども、全世代場所交流というどうしても多世代交流のイメージなんですけれども、太宰府市のホームページを見ると、全世代の居場所交流として記載されているのがひきこもりに関する相談支援の案内と、子どもの紹介のみです。こういうのもちょっときちんと、あまり何でもかんでも多世代交流っていう形というよりは、きちんとした形にしてもらえればと思います。

最後なんですけども、昨日の陶山議員の一般質問に対する市長のご回答の中で、災害等で助け合う必要性、地域のつながり、日頃から顔の見えるお付き合いができるようになるために何が必要かというようなお話をされてたかと思います。それこそまさに僕が思う多世代交流、施設の中で生まれる関係性なのではないかなと思っております。1つの建物の中で様々な交流の場が自然と発生する仕組みをデザインしていく、それが行政が役目としてやるべきじゃないかと僕は思ってます。ぜひ検討をお願いいたします。

1件目終わります。

○議長（小島真由美議員）　総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二）　2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、まほろば号やのるーと太宰府につきましては、民間の旅客自動車運送事業者が道路運送法等の法令にのっとりまして運行を行っております。そして、運転士につきましては、当該事業者には雇用された運転士が運転業務を担っております。

旅客自動車運送事業者は、道路運送法において車両の安全確保、運転士の適格性確認、労働

時間管理、安全教育、事故発生時の責任など、運行に関するあらゆる管理、監督、責任を負うことになっています。旅客自動車運送事業者が、道路運送法で求められる運行管理責任を果たすためには、運転士は当該事業者の指揮命令下にある必要があります。そのためには、基本的に当該事業者は運転士を直接雇用する必要がありますので、民間の旅客自動車運送事業者が運行するまほろば号や、のる一と太宰府に公務員が運転士として勤務することは困難であります。

また、公務員は法令、条例等に従いその職務に専念する義務がありますので、民間企業が運営するまほろば号やのる一と太宰府の運転業務を公務員が行うことは困難であります。このように、民間事業者が主体となって運営する交通サービスの運営体制におきまして、運転士だけを公務員として任用することにつきましては、非常に困難であると考えております。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 次に、2項目目についてですが、公営にて地域公共交通を運営している事例は全国に存在しており、私どもも認識しております。1項目目の回答と関連いたしますが、自治体直営の公営交通として運行する場合の運転士は、公務員としての任用が可能だと考えられます。例としまして、九州内における公営バス事業としましては、長崎県交通局による長崎県営バス、北九州市交通局による北九州市営バス、佐賀市交通局による佐賀市営バスが公営バスとして運営されております。また、近隣の福岡市におきましては、地下鉄事業や路線事業を公営で運営している実績がございますことから、行政主導による地域公共交通の運営は理論上可能であるものと認識しております。

公営事業としての交通事業運営に当たりましては、財政規模や経営体制、収支バランスを確保するための事業計画策定、さらには運用安全管理体制を整備するなど、複数の課題に適切に対応する必要があります。また、直接経営を行う場合につきましても、運転士確保という大きな障壁が民間事業と同様にあるほか、運行の実現には道路運送法に基づく許可基準に適合するため、適切な規模を有する営業所や車両、駐車場、運転士、運行管理者等の確保や許認可手続が必要であり、大規模な設備投資や人材確保を含めて相当の期間を要するとともに、管理体制の整備やノウハウの集積が必要となります。

さらに、運行開始後におきましても、運行管理体制の維持、継続的な人材確保、車両の整備、維持管理等を行う必要がありますことから、将来にわたる持続可能性も踏まえ、慎重に調査研究・分析が必要であるものであると考えております。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 次に、3項目目についてですが、議員ご指摘のとおり、地域公共交通は住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠な社会基盤であり、地域公共交通の維持、確保を図ることは、地域活性化の視点からも重要であるものと認識しております。

現在、市内における地域公共交通につきましては、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなど、様々な交通モードがございますが、地域によって交通ニーズや地形、道路環境などの状況が異なるため、交通モードや運営体系の最適化、

持続可能性といった点において十分な議論を必要とするなどの課題がございます。

このような状況の中、5年先、10年先の地域公共交通の在り方を見据え、本市といたしましては、あらゆる交通手段や交通資源を効果的に、また有効な方法で組み合わせながら、地域に最適で持続可能な公共交通体系の構築の検討を進めてまいりたいと考えております。また、市独自の地域公共交通の運営の検討につきましては、議員ご指摘の視点も踏まえながら、様々な調査研究を進めつつ、将来にわたり持続可能な地域公共交通の体系構築を目指してまいります。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） まず、1項目めなんですけども、困難っていうのは不可能ということとで考えてよろしいですか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 我々のほうでは、現状は法体系上ではできないというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。困難ということで承知しました。

確かに、地方公務員法や労働安全管理上の問題から、全国でもほとんど事例は確認できませんでした。ですが、似たような事例として、自治体が運転士を会計年度任用職員として雇い、車両は市が所有、運行管理のみを民間委託というものがありません。この方法も検討の余地があるかと思います。

では、2項目めに移ります。

福岡県ではちょっと西鉄さんが強過ぎて、どうしても何か市営のというイメージがなかなか持てなかったんですけども、冷静に考えると市営バス、公営バスというのは全国で普通に行われているなということを今回再認識いたしました。

昨日、木村議員も一般質問で触れられてましたが、まほろば号の運行収支において運行経費、運賃収入に対して補助金額が決められていると思いますが、市として補助金額のデッドライン、上限と呼べる金額が幾らまでなのか、具体的な数字があれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） まほろば号、のるーとも含めてになるかと思いますが、損益分岐点というような形になるかと思っております。損益分岐点につきましては、一般的には運行に必要な経費と運賃収入などの総収入とが等しくなり、利益も損失も生じない点を指すものでないかとは思っております。ただ、地域公共交通におきましては、運賃収入のみで経費を賄うことが難しいということもありまして、ご指摘のとおり市補助金を含めた広域的な収入も含めて考える必要があるものとは思っております。

コミュニティバス等の地域公共交通は、自家用車両等を使用することが困難な高齢者、運転免許が取得できない子ども世代のほか、市民の皆様の通勤、通学、通院、買物など、日常生活に欠かせない移動手段でございます。このような地域住民の移動手段の確保をはじめ、地域全

体の活性化、住みよい魅力ある地域社会の形成等の社会的便益をどのように費用対効果に組み込むべきかなど、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えておるところです。

ただし、議員おっしゃったどの辺りがデッドラインかというようなことなんですが、それぞれある市では20%を超えたら云々とかと書いてあるところもございます。補助金の性質上、25%以上の収支を求めるというものもあるというように聞いております。どこがというのはあれですけど、先ほど申し上げましたような市、地域公共交通、自治体が運営する地域公共交通ということを踏まえまして、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

いわゆるデッドラインを超えた場合の対応は、どのように考えられているか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 端的に言いますと、別の議員さんからも指摘がございました料金の見直しとかも含まれてくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

今後、また運転士不足を理由とした減便や廃線が起こる可能性はありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 今、地域公共交通計画策定中でございます。その中でいろいろ検討してまいります。現状の現事業者であります西鉄さんとも今後とも協議を重ねていくところでございます。

今回減便になったのも、こう言うのはなんですけど、数年前は多分想定できなかったことではなかろうかと思っております。そういったこともありまして、今回のご質問とは捉えておるところでございますが、将来的なことも含めまして今後しっかり検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

確かに想定できなかったことが起きたというところですね。ただ、今後はそれが想定内の出来事になるということは当然ご承知かと思います。

昨日の木村議員の一般質問で、ご答弁の中で時間的制約という言葉がありましたが、減便や廃線に対応するには何年ぐらいの時間的猶予があればしっかりと対応が可能だったかと思われますか。具体的な年数を教えてください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 具体的な年数はなかなかお答えするのが難しいところだと考えております。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（小畠真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） そうだと思います。

同じく、昨日のご答弁の中で都市整備部長は何度も運転士不足の重大性を認識しているということ、運転士の待遇改善の重要性について触れられておりました。しかしながら、現在、運転士の待遇改善、処遇改善を西鉄やタクシー会社に対して求めることはできないと思いますがいかがですか。

○議長（小畠真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 昨日の回答の中であったかと思いますが、そういった運転士の処遇とかにつきましても、地域活性化協議会、太宰府市の地域公共交通活性化協議会で意見が出たことはございます。

なかなか難しい面もあるのはあるんですが、手元に令和7年の国土交通白書におきましては云々という資料があるんですけど、建設業や運輸業では労働時間が他産業に比べ長く、賃金も低い状態の中で時間外労働の上限規制に関する、いわゆる2024年問題ですね。こちらに直面しておりというようなことも書かれておりますし、厳しい状況の中、そういったことは日々運転士の労働環境も厳しい状況の中で行っておるというようなことは、地域活性化協議会のメンバーの皆さんもよくご存じかと思っておりますので、その辺事業者の方も含まれておりますので、その中でも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小畠真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

運転士不足は、やはり僕のイメージでいうと、処遇・待遇の改善によってかなり応募があるんじゃないかと僕は思ってますので、そこは市で会計年度職員であったり公務員採用であったりというのを検討してもいいのかなと僕は考えております。

持続可能な地域公共交通という言葉も昨日の馬場議員とのやり取りの中で何度かご答弁ありました。運転士確保が困難、運転士の待遇改善が重要、時間的制約、この3つをクリアする方法として最善の手は、太宰府市独自の地域公共交通について、なるべく早い段階から検討に入る必要があるんじゃないかと私考えますので、こちらは要望として3項目めに移らせていただきます。

昨日、また馬場議員の一般質問で、市長が市の独自の公共交通について少し言及されてたかと思っておりますので、もし何か具体的なイメージがあれば教えてください。

○議長（小畠真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 具体的なというところは、今のところありませんが、ただやはり昨日申し上

げました近隣におきましては、やっぱりいろいろ地域の皆様のご協力もいただきながら様々な公共交通を展開されていらっしゃる場所もございます。やっぱり、今、太宰府市におきましては先ほどの回答の中にもありましたけど、この近隣においては鉄道、路線バス、コミュニティバス、それから地域サポートカーやのるーとですね、デマンド交通、様々やっておりますが、それにプラスして地域に最適な地域公共交通というのが求められているのではないかなというふうに私は思っております。

太宰府市、約7万2,000人のこのような地方自治体でございますので、やはり原資お金も財政的にも限られております。その中で、福祉やいろんなこともやっていく中で、どこに重点を置いてやっていくのか、最適解を見つけるのは難しいと思います。昨日のお話にもありました、行政だけではなかなかできない点、今後ますます増えてくるのではないかなと。地域の皆様のご協力やご理解が必要になってくるのではないかなと思います。その辺りは、地域公共交通に関しましても、皆様のご理解、ご協力を賜りながら、最適解を見つけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

そういうふうに市民の声を大事にしたいと言っていたことが非常にありがたいと思っております。

昨日の木村議員の答弁でもありましたけれども、協議会など市民の声が入る状態で、しかもきちんと対話でもって話ができるような状況が生まれればと思います。要望として、2件目を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 3件目についてご回答いたします。

現在、まほろば号やのるーと太宰府のバス停といたしましては、一部重複する場所もございますが、まほろば号のバス停は189か所、まほろば号地域線のバス停は46か所、のるーと太宰府のミーティングポイントは43か所ありますが、そのうち日よけ、雨よけの役割となる屋根、いわゆる上屋があるバス停は21か所、ベンチや椅子があるバス停は62か所ございます。

これらの上屋やベンチ等につきましては、新規に設置する場合、歩行者、交通量、歩道幅員、運転者の視界を妨げることのない安全性、視覚障がい者誘導ブロックとの十分な間隔など、周辺の環境や立地状況のほか、その構造等にも一定の基準が存在します。また、設置場所につきましても、道路上などの公有地、個人等の私有地、店舗等の敷地内など、土地所有者と協議や許可等が必要な場合があります、ご理解とご協力が不可欠でございます。いずれにしましても、市の意向のみで設置できるものではございませんが、構造等の一定の基準や土地所有者のご理解とご協力をいただければ、設置が可能な場合もあるものと認識しているところであります。

なお、現在策定を進めております地域公共交通計画におきましても、施策の方向性としたし

まして、地域住民の利便性向上を掲げており、公共交通をご利用いただく際、雨天や夏季等においても安全かつ快適に移動できる環境づくりは、議員ご指摘のとおり大変重要であるものと考えております。このことから、今後も地域や事業者、各種団体等との連携を図りつつ、可能な限りバス待ち環境や利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

お手元に配付させていただいている資料、これもまた基山町なんですけれども、コミュニティバスのバス停全てに設置されている折り畳みベンチの画像を添付させていただいております。こちらは薄型で非常に道幅の邪魔にもならず、ばねで戻るようになってますので、使っていないときはフラットになるようになっております。こういう場所が狭いところでしたら、こういう形でも、どうしても何時間も立ちっ放しという状況は本当に市民の方々のご迷惑になってると思いますので、ご検討していただければと思います。

それと、今言われてた中で、様々地域住民の方々の同意が必要ということで、今ご存じかと思えますけども福岡市のベンチプロジェクトというものがスタートしておりまして、そちらは様々私有地を提供していただいたり、ベンチを設置するときの補助金などを市のほうから出すというものです。そちらももしよかったら参考に考えていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 回答はよろしいですか。

○7番（タコスキッド議員） 回答は求めません。ぜひ、ご検討いただければと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番原紳次郎議員の一般質問を許可します。

〔3番 原紳次郎議員 登壇〕

○3番（原 紳次郎議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い6件について質問いたします。

1件目、太宰府市子どもの権利条例について伺います。

1989年に国連総会で採択され、現在では、日本を含めた世界の196の国・地域が締結している世界的な条約である子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、18歳未満を子どもと定義し、世界中の全ての子どもたちに、子ども自らが権利の主体であることを約束していま

す。

本市においても、子どもの権利を保障する観点から、太宰府市子どもの権利条例の制定に向け検討がすすめられています。条例制定に向けた具体的な検討を行うため、太宰府市子ども・子育て会議に太宰府市子どもの権利条例検討部会が設けられ、令和8年4月までに計5回の部会が公開にて開催されています。私は一度だけ傍聴しましたが、部会長をはじめ、皆さん積極的な意見を交わしている部会であり、安心しています。

これまでアンケート調査、ワークショップなどの活動を通して制定に向けた取組がなされ、令和8年度は具体的な条例の中身を検討し、部会で条例素案を固めていく段階へと駒を進めていると認識しております。

先ほど述べました子どもの権利条約には、4つの原則があります。生命、生存及び発達に対する権利、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの権利の尊重であります。この4つの原則を基に、子どもの権利を守る子どもの権利条例を導入する自治体が増えています。NPO法人子どもの権利条約総合研究所によると、4月時点で全国81自治体に上がり、九州では福岡県内の指定都市を除く8つの自治体、志免町・筑紫野市・川崎町・田川市・筑前町・宗像市・那珂川市・糸島市が定め、導入後の自治体では専門の相談員を配置したり、いじめや体罰など権利侵害が疑われる場合、救済委員が調査・勧告したりしています。

私は、県内の他市の条例を読みました。どの都市も、地域の特色、特徴を捉え、どうあるべきかを検討し、独自の言葉でつくられています。当市においても、これから条文の起案に入っていく中で様々な検討がされていることと思います。そこで、今後の制定に向けた取組について3点伺います。

1 項目め、これまで5回開催された子どもの権利条例検討部会の進捗及び今後のスケジュールについて。

2 項目め、条例の骨子に太宰府市の特色をどう生かそうと考えておられるのか。

3 項目め、今後子どもの権利条例をどのような方法で市民にアピールしていくのか。

次に2件目、介護保険制度における福祉用具の貸与と販売の選択制導入の状況について伺います。

本市では、福祉サービスの一環として、障がいのある方に日常生活用具の給付及び貸与、介護を必要とする方には福祉用具の貸与及び販売を行っております。また、社会福祉協議会では車椅子の無料貸出しもされています。必要とする方にはとても親切な取組であり、喜ばれているかと思います。

その中で、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、令和6年度に導入された一部の福祉用具についての貸与、レンタルですね、と販売の選択について伺います。

選択制の対象福祉用具は3点で、スロープ、歩行器、歩行補助杖です。つえですね。市は、選択制の対象福祉用具の提供に当たって、福祉用具専門相談員または介護支援相談員は、利用

者に対し以下の3つの対応を求めています。1つ、貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明すること。2つ、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること。3つ、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案すること。

つまり、現行では専門の相談員が全て手続することになっています。そこで、対象福祉用具のうち、歩行補助杖については貸出し、販売を簡単にして、市民が気軽に利用できる制度にすれば、介護の段階ではないものの最近ちょっと足元が気になり、転倒するのが怖いからと、より安全な4点で支える多点杖を使いたいと思う市民の要望に添うことができるのではないのでしょうか。

市民の方からこんな意見が届きました。「T字式のつえは持っているが、側溝の穴に入って転びそうになった。より安全な4点で支える多点杖がいいかと思い市に聞いてみると、いわゆる健常者は手続ができないと言われた。もっと気軽に貸出しはできないのか。」と。

そこで、3点伺います。

1 項目め、これまでの利用状況。

2 項目め、手続や用具の評価などに対する利用者の声。

3 項目め、福祉用具専門相談員または介護支援相談員が手続する方法のみならず、必要になった個人が、直接手続できる方法へ緩和する必要性はないのか。市の考えを伺います。

次に3件目、自治会から建設課へ提出している要望書について伺います。

毎年、各自治会は建設課からの要望書提出依頼に基づいて、地域の道路、水路、標識、道路標示、側溝、マンホール、フェンス、交通安全といった建設課事業に関する市民生活の安心・安全に資する要望書を提出しています。令和7年度については、令和7年3月末までに要望書を提出、5月末までにヒアリング、7月末までに一次回答、12月末までに最終回答というステップになっていました。

自治会長宛ての文書には「その年度の状況によって要望の優先度は変化するため、過去に提出した要望で未実施のものについても提出をお願いいたします。」とあります。自治会に対し、過去に未実施となった案件の提出を毎年求めることについては、疑問に感じるところがあります。

そこで、5点伺います。

1 項目め、要望に対する自治会への説明、回答方法及びそれらの実施状況。

2 項目め、令和8年度の要望を受けてからのリードタイムとスケジュール。

3 項目め、希望に沿えない要望・案件に対する自治会への説明。

4 項目め、優先度、重要度の考え方。

5 項目め、時間を要する案件への取り組み方。

次に4件目、いきいき情報センターの全世代交流フリースペースについて伺います。

当市は、2022年12月1日、いきいき情報センター1階に全世代交流フリースペースをオープンしました。その当時の市広報紙には次のような説明がされています。「この場所は、コロナ

禍の長期化で高校や大学での対面授業や部活動などが制限された中、学生が気軽に交流、学習できる場所が地域に欲しいと、市内の大学生が要望したことをきっかけに設置いたしました。オープンに先立ち、この場所の活用方法について市内の高校生と大学生にアイデアを募集し、11月27日に開催したオープニングイベントで提案発表してもらいました。「小さな図書館にする」「子どもと高齢者のふれあいができる場所にする」など、高校生、大学生らしい柔軟な発想がたくさんありました。今後の活用の参考にしていきます。全世代交流フリースペースは、学生だけでなく幅広い世代のどなたでも利用できます。」とあります。

利用は毎月、毎週水曜日と年末年始を除く午前9時から午後9時30分までのフリーWi-Fi完備、自習席が10席、ミーティングテーブル12台を設置しています。毎日、たくさんの学生さんが勉強に励んでいます。空調も照明も完備され、このような場の提供はとてもよいことです。

一方で、ちょっとした会話、打合せができる場としても市民が利用可能ですが、実際には、先ほどタコスキッド議員が申しましたように、普通の会話でさえ声が響き渡り、学習の邪魔にならないよう静かに座って、バス・電車を待ったり、人と会うのを待ったりするだけの待合室になっています。

いきいき情報センターには、直近フリースペースが増設されたものの、当初の設置目的とは違う環境が生まれ常態化しています。思いますに、それだけ市内には、実は学習スペースが足りないということではないでしょうか。常設の学習スペースは、プラムカルコアや市民図書館にはありません。とびうめアリーナにはありますが、スポーツ施設ですので座席数も環境も適しているようには見えませんが、学生さんはじっと勉強しています。地域の公民館、共同利用施設においては、会議室と空調を完備しています。学習スペースとして開放しているのでしょうか。

そのような全体的な観点で、学習スペースの在り方をもっと突き進めていくべきではないかと思い、2点伺います。

1項目め、まずは学習スペースをさらに拡張する必要性から、いきいき情報センター内の空き室、プラムカルコア、市民図書館、地区公民館、共同利用施設などへさらなる展開、必要性をどう考えているのか。

2項目め、全世代交流スペースの設置目的と現状の乖離をどう考えているのか。

次に5件目、まほろば号の運行ダイヤについて伺います。

4月のダイヤ改正で大幅な減便となって以降、市民からの改善を求める声が日に日に増しているように感じています。私だけでなく、どなたも同じような声を一度ではなく複数お聞きになられているはずです。今回も、複数の議員、木村議員、馬場議員、久和議員、タコスキッド議員から質問も寄せられております。私も市民の方から、「いきいき情報センターの体操の時間に間に合うバスが4月からなくなって、行けなくなった。悔しい。」という話を伺いました。

そのような中、最近、まほろば号の回送便を目にするようになりました。私の意識が常にま

ほろば号にあるため、ここ最近まほろば号を見詰める機会が増えたことが原因にあるようにも思います。本来であれば、ダイヤグラムを入手し、運行する号車単位で始発から終着までを追跡し、次の始発までの空白ダイヤ、回送を確認し、運行が効率的であるか、回送で動かすのであればその区間だけでも営業運行に切り替えられないかなどの検証をすべきではないかと考えます。

そこで、運行ダイヤについて確認させていただきたく、2点伺います。

1 項目め、回送を余儀なくされている状況は効率的な運行と言えるのでしょうか。

2 項目め、回送便を通常便に切替えてできないか。分かる範囲での回答をお願い申し上げます。

最後に6件目、令和6年度太宰府市財務書類について伺います。

令和8年3月に令和6年度の財務4表が作成されました。いわゆる財務4表とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方、いわゆる収益と費用をお金の出入りがあったときの現金会計ではなく、現金出納とは関係なく経済的な原因が発生した期間に対応させて計上するという会計上の考え方にに基づき、作成される貸借対照表（B／S）、行政コスト計算書（P／L）、純資産変動計算書、資金収支計算書（C／F）の4つを示します。

その中で、貸借対照表は企業で言えば体力がどのくらいあるかが一目で分かる重要な財務諸表です。令和7年度については、5月末での出納閉鎖後、作業中かと思います。令和6年度の連結での純資産の不足につきまして、純資産は不足分が7億6,500万円減少し純資産比率が改善したものの、一方で未収金についての記載が気になります。令和6年度の連結資産1,495億4,000万円のうち、未収金7億1,100万円と、僅か0.475%でございますが、本来、市に入るべき金額が回収できていない状況が見て取れることから、4点伺います。

1 項目め、一般会計等、全体、連結、各貸借対照表における未収金の詳細な明細。

2 項目め、未収金に対する債権回収の状況。

3 項目め、未収金の発生を防ぐための対策。

4 項目め、令和8年度に消滅時効の予定の金額。

以上、6件について回答をお願いいたします。

再質問は発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、子どもの権利条例の検討につきましては、本市の附属機関であります子ども・子育て会議に子どもの権利条例検討部会を設置し、様々なご意見をいただいているところであります。

子どもの権利条例検討部会は、令和7年2月に第1回を開催し、これまで計5回開催いたしました。これまでの部会では、まず、子どもの権利に関する本市の現状を把握する必要があるとのご意見をいただきました。また、子どもや大人の意見を聞く手段としてのアンケート調査やワークショップの実施に当たっては、内容や実施方法など様々なご意見をいただきながら、

令和7年8月から10月にかけてアンケート調査、11月にワークショップを実施することができました。令和8年3月には、子どもの権利条例検討部会及び子ども・子育て会議におきまして、現状での子どもの権利に関する意見等を集約した結果を委員の皆様で共有したところでございます。

現在は、これまでに委員の皆様からいただいた意見をはじめ、アンケートやワークショップの結果を基に、事務局において条例案を作成している段階であります。今後は、子どもの権利条例検討部会及び子ども・子育て会議において具体的な条例の内容に関しご意見をいただいた後、パブリックコメントを経て、今年度中に議会上程を行う予定としております。

次に、2項目めについてですが、全国でこれまで既に制定されております子どもの権利に関する条例を見ても、子どもに対する視点や語句の使い方など、様々な特徴があり、中でも多くの条例に共通して最も地域の特色がよく表れておりますのが前文であると認識しております。

子どもたちの実際の声を記載したもの、国際条約等の権利の法的根拠を記載したもの、その土地の風土を盛り込み、地域性を生かしたものなど様々でございます。本市といたしましては、全ての子どもが歴史と緑豊かな太宰府で、地域の方々に見守られながら太宰府の歴史や伝統に愛着を持ち、それらを受け継ぐ大人へと成長できるような条例の内容にしていきたいと思いますと考えております。

前文には、太宰府の特色を盛り込むとともに、子どもの権利を明確化し、周知すること、子どもが参加し意見を表明する場を設けること、いじめや虐待を防止する方策を徹底すること、子どもへの支援体制を構築すること、大人の役割を明確化することなどを盛り込む予定としております。

次に、3項目めについてですが、さきに述べましたアンケート調査では、子どもにも大人にも十分には認知されていないということが見えてまいりました。まずは、当事者である子どものみならず大人が、子どもの権利について知り、理解を深めていくことが非常に重要であると考えておりますので、条例案の検討と併せて周知の方法等につきましても委員の皆様にご意見をいただきながら、適切な周知、啓発を検討してまいります。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。

子どもを守る団体として、NGOセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがでございます。創設者は、エグランタイン・ジェブ氏でございますが、日本では創立40周年になります。東日本大震災で大きく変化したと言われ、子どもの居場所の設置など非常に重要な活動を柱としてきております。

当太宰府市においても、こども選挙というのが行われました。全国で18番目の自治体としてマスコミでも取り上げられ、1,535票を得て全国トップの票を得られました。このような活動

が市でも行われているのが非常に歓迎でございます。

また、太宰府市の自治基本条例がございます。ここの第7条に、子どもの権利が明確にうたわれて、6項目がうたわれております。当市としても、この子ども権利条例がしっかりと制定されて、子ども一人一人が尊重され、誰もが安心して学び育ち、成長とともに豊かな世界を築いていく、そういうまちづくりにしていただければと思います。ぜひ、条例の制定を楽しみにしております。

質問は以上です。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご認識のとおり、令和6年度の介護報酬改定におきまして、保険給付費が上昇し続ける中、比較的廉価で購入したほうが利用者の負担が抑えられると見込まれた一部の福祉用具につきましては、貸与と販売の選択制が導入されたところであります。

制度が開始された令和6年度以降の本市の給付実績では、福祉用具貸与件数は令和6年度で1万5,690件、令和7年度で1万6,531件、販売件数は、令和6年度で320件、令和7年度で289件となっております。

次に、2項目めについてですが、手続や用具の評価等に対するご利用者の声としては、介護支援専門員を通してご相談がぁっているものと認識をしております。要介護認定を受けてない人からのご相談につきましては、地域包括支援センターへ年10件程度ご連絡がぁっていることを確認しております。

次に、3項目めについてですが、これらの福祉用具の提供に当たっては、身体状況に合わない用具を使用することで、転倒のリスクや身体機能の低下を招くおそれもあるため、福祉用具専門相談員または介護支援専門員といった専門家による関わりが、介護保険制度上の基準として義務づけられているところであります。

このことから、本市といたしましても介護保険の福祉用具貸与・販売につきましては、厚生労働省令などの基準に沿って適時、適切な利用、さらには、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員または介護支援専門員に対し貸与か販売のいずれかを利用者が選択できることについて、メリット・デメリットを含めて十分説明すること、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案することの対応を求めている、必要になった個人が直接手続できる方法への緩和は難しい状況でございます。

しかしながら、要介護認定を受けていない方のご要望もあるかと思っておりますので、そのような場合には身体に合ったつえをお探しいただくためにも、福岡県クローバープラザの福祉用具展示室などでお試しをお勧めするとともに、相談者の状況等によっては、介護認定申請のご案内や民間事業者の有料レンタルのご利用もご案内するなどの対応を行っているところでございま

す。

今後とも、市民の皆様の声を拝聴しつつ、関係機関の情報を収集し、市民の皆様に寄り添った説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。私も福岡県のクローバープラザ福祉用具展示室にも足を運んだことがあります。ありがとうございます。

私が議員になって研修を受けたことを少しお話しさせていただきますと、講師の方が冒頭、既成概念にとらわれるなど。既成概念にとらわれては何からでも脱却できないと。一番冒頭、講師がそのようにおっしゃられまして、非常に強い印象を受けております。

福祉の世界においても、非常に多様なサービス提供が必要になってくる世界ではあります。ぜひ、法令を守り、可能な限りではありますが、福祉用具、それから困ってる方に対する市のサービスを今回答がございましたようにしっかりと検討していただいて、枠にはみ出ないように、法令は守りながらもこれまでの既成概念にとらわれない市のサービスの在り方を模索していただければと思います。

2 件目は以上です。

○議長（小畠真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 3 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、建設課では道路の整備や改良、修繕などに関する要望を毎年度各自治会から提出いただいておりますが、その要望内容や優先度等を確認の上、実施の是非等についての第 1 次回答を 7 月末までに、年度最終回答を 12 月末までに文書にて通知することとしております。

具体的には、令和 7 年度の実施状況につきましては、第 1 次回答を令和 7 年 7 月 17 日、年度最終回答を令和 7 年 12 月 15 日に通知しているところであります。

次に、2 項目めについてですが、各自治会に前年度の 3 月末までに要望書の作成、提出を文書にて依頼し、第 1 次回答、7 月末までの間に現地確認や自治会へのヒアリングを実施する流れとしております。

次に、3 項目めについてですが、回答通知とは別途、ヒアリング等の際にご要望に沿えない場合の理由等をご説明した上で、次年度以降に改めて要望書の提出をお願いしております。ご要望に沿えない理由は案件ごとに様々ですが、自治会で決定された要望の優先順位は、現場の状況の変化等も含め年度によって変動することから、ご負担になることは認識しつつも毎年度の提出をお願いしているところであります。

ただし、道路の破損など緊急性の高い案件につきましては、随時対応いたしております。

次に、4 項目めについてですが、優先度・重要度につきましては、ヒアリングの際の聞き取りや現地確認の結果等を踏まえて、総合的に判断しているところであります。

次に、5 項目めについてですが、時間を要する案件につきましては、要望内容に対する課題

の整理や必要な調査・設計を行い、必要に応じて事業計画等を策定した上で別途予算化することとしております。建設課への要望の中には、建設課のみでは解決できない案件も多くございます。このため、関係部署はもとより、国、県、警察等の関係機関とも情報共有を図りながら、引き続き市民の皆様の安全で安心な生活の実現に向け鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。

今回は建設課に対しての質問をいたしました。防災・安全面でも住民からの要望というのは市全体に求められております。例えば、防犯カメラの設置は各自治会から多くの要望がされているかと思えます。これは、全市においてもぜひ積極的にこの要望、自治体からの要望についてしっかり受け止め対応していただくことを望んで、3 件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 4 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、議員お見込みのとおり、いきいき情報センターの全世代交流フリースペースは、世代を問わず交流や憩いの場として活用いただくことを目的として設置しております。一方で、議員ご指摘のとおり、実態としては、学生を中心とした学習スペースとしての利用が定着している状況があり、学習スペースと交流スペースの両立が課題となっておりました。そこで、利用者ニーズへの対応と利用環境の向上を図るため、昨年度よりフリースペースの拡充工事に取り組み、このたび6月1日に交流スペースの増設をしてリニューアルオープンしたところであります。

また、市内には学習スペースとして、議員お見込みのとおりとびうめアリーナやルミナスに加え、夏休みの期間中にはブラム・カルコア太宰府を開放するほか、一部の地域の公民館などでも学習場所が設けられていると聞き及んでおります。

学生を中心に学習スペースを求める声が多く寄せられていることから、今後も引き続き公共施設の活用可能性を含め、調査研究を行ってまいります。

次に、2 項目めについてですが、いきいき情報センターの1階、全世代交流フリースペースにつきましては、増設・拡張も行いましたことから、2階の学習スペースと併せて利用状況やニーズを踏まえながら、より多くの方にご利用いただける場所となるように今後も調査研究を行ってまいります。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。

フリースペースの増設、非常にありがたいことだと思います。太宰府市が、どこでも学習できるスペースがある、どこでも交流できるスペースがあるという町にしてほしいと、そう願っております。

例えば、スケートボードパークがオープンしました松川の体育館、公文書図書館、上下水道

部があるところ、こういったところについても空きスペースがかなりあります。そこに、何らかの形で学習スペースを設けるとか、あそこも空調が効いております。そういったところをまた市としても移行していただいて、スポーツと学習両方を松川で楽しめるというような場にしていただきたいのと、自治会での公民館、昨日、陶山議員がお話しされましたが、自治会にもそういう学習スペースが設けられますと、子育て世代の方に喜んでいただけることと思いますし、自治会への入会も積極的になっていくんじゃないかというふうに思いますので、全市で学べるスペースを広げていく、そういう太宰府市を願って4件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 5件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、これまでの定例会等でもご説明してまいりましたが、コミュニティバスまほろば号の4月のダイヤ改正につきましては、全国的な運転士不足の影響を受け、従来の運行体制をそのまま維持していくための運転士確保が困難である旨の申出を西日本鉄道株式会社から受けたことを踏まえ、改正を行ったものでございます。

ダイヤ改正案の作成におきましては、利用状況等の詳細な分析を基に西鉄と協議を重ね、その上で限られた車両数、運転士数を最大限活用し、可能な限り市民の皆様の移動手段の確保を目指したものでございます。また、令和6年4月から本格適用となりました自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、改善基準告示に基づく時間外労働の上限や拘束時間の改正は、運転士の労働環境改善を図る上でも重要な課題として認識しております。

具体的には、労働時間や休息期間、運転時間等の基準を遵守しながら、利用が集中する時間帯に運行ダイヤを組むよう配慮するとともに、限られた運転士、労働時間を最大限活用する中で、一部の車両におきましては多くの方にご乗車いただいている時間帯や路線など、利用状況に合わせバスによる運行が必要なエリアへ車両を回送する体制を採用し、可能な限り運行便数の確保に努めたところであります。

まほろば号の減便が市民の皆様にご不便をおかけしていることにつきましては誠に心苦しく存じますが、回送便につきましては、無駄のない運行を目指して検討を重ねた結果であることをご理解いただけますと幸いです。

次に、2項目めについてですが、先ほどのご質問への回答とも関連いたしますが、今回のダイヤ改正におきましては、限られた車両数、運転士数、そして労働時間を可能な限り効率的に活用するために利用状況等を分析しつつ、西鉄のノウハウを活用し、無駄のないダイヤ設定を目指したところでございます。

議員からご提案いただきました回送便の運行ルート化のためには、運行する車両単位で出勤、点検、運行、退勤に至るまで、拘束時間の管理や連続運転時間の制限、必要な休息時間の確保など、法令遵守と安全確保を担保すると同時に、利用実態に応じた可能な限りの便数確保と効率的な運行につながる体制構築が必要となります。

現行のダイヤの中で回送便は必要不可欠なものであり、通常便への変更は現時点では難しい

ものと認識いたしております。今後とも、利用状況の変化や市民ニーズを精査しつつ、市民サービス及び利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。最大限のダイヤの運行の効率的な設定ということでお話を伺いました。

実は、回送便が太宰府市役所の前を通ります。9時30分頃、それから12時頃。ちょうど皆さんが使いたいと思う時間帯ではございますが、そこで指をくわえて見てるだけという状況があります。食欲にこれからもダイヤ一部改正も含め、ダイヤを設定したから終わりではありません。ぜひ、これからが始まりです。しっかりと運行の状況を見極めて、少しでも市民の利便性に役立つよう努力をお願いしまして、5 件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 6 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類における未収金の金額は、一般会計等財務書類のうち一般会計が9,409万円、全体財務書類のうち国民健康保険事業特別会計が7,414万4,000円、介護保険事業特別会計が562万3,000円、後期高齢者医療特別会計が828万6,000円、水道事業会計が1億9,339万9,000円、下水道事業会計が2億7,193万7,000円、連結財務書類のうち、一部事務組合等が6,394万1,000円となっております。このうち、全体財務書類の未収金は、市税や保険料、水道料金、下水道使用料などが約9割を占めております。

次に、2 項目めについてですが、市税や保険料などは令和6年度の未収金1億5,871万8,000円に対し、令和7年度中に6,536万5,000円を収納しており、収納率は41.2%の見込みとなっております。また、水道料金や下水道使用料は、未収金に納期未到来分も含まれておりますが、令和6年度の未収額4億1,796万9,000円に対し、令和7年度中に3億8,308万4,000円を収納しており、収納率は91.7%の見込みとなっております。

次に、3 項目めについてですが、未収金の発生抑制及び縮減に向けた施策といたしまして、口座振替の利用促進やコンビニエンスストア納付、市税では地方税共同機構を活用したクレジットカードネット、ネットバンキングによる納付など、環境の充実と様々な機会を通じた納付方法の周知を図っております。

また、督促状や催告書の送付などによる納付勧奨により、早期の自主納付を促すとともに、滞納処分や給水停止などについても適切に実施しており、引き続き納付機会の確保と債権の適正管理を徹底してまいります。

最後に、4 項目めについてですが、令和6年度一般会計等財務書類と、全体財務書類における未収金で、市税や保険料、水道料金、下水道使用料などのうち、令和8年度中に時効完成となる額は、保険料が130万円程度、水道料金や下水道使用料が1,400万円程度を見込んでおりま

す。

しかしながら、これらにつきましても引き続き納付勧奨を行い、自主納付や滞納処分の実施による時効の更新を行うことで、時効消滅に至る債権の縮減を図っております。今後も適切な債権管理と徴収対策を徹底し、歳入の確保と負担の公平性の確保に努めてまいります。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。主に、水道下水道料金、市税等が 9 割を占めるということで確認を取りました。

この分野での質問は、制度導入後初の質問ではなかったかなというふうに思います。バランスシートは、太宰府市の年に一度の健康診断と言われるものでございます。今後も、しっかりとこのバランスシートをチェックして、太宰府市の健全な市政、健全な財政を目指していくべく、私もしっかり研究してまいりたいと思います。

最後の消滅時効の質問につきましては、消滅時効については議会の承認事項ではありません。ですので、この議場で議論されることがございませんので、払ってる人がしっかりおられます。真面目に払っておられる方がおります。そういった方等も含めて、太宰府の財政をしっかりと担っていただきたいと思います。全ての質問をこれで終了いたします。ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 06 分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時 00 分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔8 番 今泉義文議員 登壇〕

○8 番（今泉義文議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い 2 件について質問させていただきます。

1 件目は、老朽化した擁壁の安全対策と補助制度についてです。

近年、全国各地で線状降水帯の発生による集中豪雨や土砂災害が頻発しています。そのような中、私が危惧しているのが、住宅地などに設置されている擁壁の安全性です。擁壁は、高低差のある土地を支える重要な構造物であり、私たちの生活を陰で支えています。しかし、四、五十年前に築造された擁壁もあり、経年劣化や排水機能の低下により、豪雨時の安全性が懸念されるものも少なくないと考えます。

本市においても、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨では、青山地区の日本経済大学の野球のグラウンド近くで擁壁の崩落が発生し、大きな被害をもたらしました。また、令和 5 年 7 月には、梅ヶ丘地区の江牟田池の近くでも擁壁の崩落が発生しました。擁壁の崩落は、土地所有者だけ

の問題ではありません。もし、通学路や生活道路に面した擁壁が崩落した場合、通行中の市民や子どもたちを巻き込む重大事故につながる危険性があります。市民の命に関わる事故は、起きてからでは手遅れです。特に、通学路や生活道路沿いの危険な擁壁については優先的に安全対策を進めるべきと考えます。

災害に強いまちづくりを進めるためにも、市民の生命・財産を守る観点から、擁壁の点検、維持管理及び改修支援の強化が必要と考え、3点伺います。

1 項目め、市内における擁壁の危険箇所について。

2 項目め、老朽化した擁壁の点検や安全確認を促進する取組について。

3 項目め、擁壁の補修・改修・撤去等に対する補助制度の創設について。

2 件目は、物価高騰下における学校給食の質の維持についてです。

近年の物価高騰は、市民生活のあらゆる場面に影響を及ぼしています。食料品や日用品のみならず、電気代やガス代、燃料費なども上昇を続けており、学校給食を取り巻く環境も例外ではありません。

学校給食は、子どもたちの成長に必要な栄養を確保するだけでなく、食育の推進や望ましい食習慣の形成を図る重要な教育活動の1つです。特に、成長期にある子どもたちにとって、学校給食は健康な身体づくりの基礎となるものであり、安全・安心で栄養バランスの取れた給食を安定的に提供することは行政の重要な責務であると考えます。

本市においては、保護者負担の軽減を図るため、学校給食費への補助を実施していただいております。子育て世代にとって大変ありがたい施策であり、高く評価するところであります。しかしながら、食材価格の上昇が続く中で、これまでと同じ予算で給食を提供し続けることは容易ではないと考えます。物価高騰の影響によって、使用できる食材の種類や量が制限されたり、献立内容に影響が生じたりすることがあれば、結果として給食の質の低下につながる可能性もあります。また、給食の管理や配送に必要な燃料費、光熱費などの上昇も続いており、給食運営全体に大きな負担となっていることが推察されます。

成長期の子どもたちにとって、学校給食は極めて重要であり、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供していく必要があると考え、3点伺います。

1 項目め、近年の物価や燃料費等の高騰が与えている学校給食運営への影響について。

2 項目め、学校給食において、安全・安心で質の高い給食を維持するための工夫や対応について。

3 項目め、今後、物価高騰が長期化した場合に備え、市独自の支援拡充や安定的な財源の確保について。

以上、よろしくお願いします。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） それでは、1 件目についてご回答いたします。

まず1項目めについてですが、本市では、大雨や台風などの自然災害に備え、市内の災害発生予想危険箇所調査を毎年実施しており、今年度におきましても、陸上自衛隊や太宰府消防署、筑紫野警察署などの関係機関にご同行いただき、5月25日に実施したところです。現在、市で注視している災害発生が予想される道路沿いの擁壁などにつきましても、調査リストの一部に存在しておりますが、梅雨時期前などに適宜巡回を行い、安全性の確認に努めております。

また、通学路の安全対策としましては、太宰府市通学路交通安全プログラムに基づき、各小学校において自治会、道路管理者、警察などと協力して、危険箇所の調査を実施しており、その危険箇所につきましては関係機関で必要な対応策を協議し、通学路の安全確保にも取り組んでいるところです。

このように、災害発生予想危険箇所や通学路の調査を実施し、安全確保に取り組んでおります。なお、住宅地に設置された全ての擁壁の確認までには至っていませんが、状況に応じて安全確保の対応を行っております。

次に、2項目めについてですが、基本的な考え方として建築基準法第8条・第19条や、民法第717条などの規定により、住宅地の擁壁は私有財産であることから、所有者の責任により維持保全する必要があり、擁壁の倒壊などにより被害が他に及んだ場合は、所有者の責任が問われることになるものと認識しております。このようなことから、擁壁の所有者や擁壁に近接する住民などから相談があった場合は、まずは日頃からの点検や確認など基本的な考え方を説明するとともに、住まいについての様々な相談を行うことができる福岡県建築住宅センターや、建築物及び低規模の住宅擁壁の確認・指導を行う福岡県の担当課を紹介、連絡などを行っておりますが、今後さらに擁壁の点検や安全を促す取組も検討してまいりたいと考えています。

次に、3項目めについてですが、本市では、住宅や私有地に設置されているブロック塀などのうち、道路に面している場合において、亀裂や傾きなどにより地域の方々や自治会から相談や情報をいただいた場合には、市担当者が現地の確認を行った上で、状況に応じてブロック塀などの所有者にブロック塀等撤去促進事業の説明を行い、撤去工事に対する補助金を交付することで当該ブロック塀などの改修を促しているところです。

さらに、空き家等の擁壁にひびが入って危険なのではないかとの近隣住民からの通報や相談などがあった場合は、空き家等の所有者に擁壁の状況を文書や写真でお伝えして、安全確認などの対応を促す取組も行っております。

現時点において、東京都や神奈川県内の比較的規模が大きな自治体で、既存擁壁に係る補強や補修に要する費用の一部を助成していること、県内では福岡市が同様の助成制度を設けていることなどは把握しておりますが、住宅地の擁壁に対する補修、改修、撤去などにつきましては、私有財産であり、一義的には所有者の責任において対処していただくものと考えております。

一方で、宅地擁壁などを含めた様々な防災対策は重要な課題であるとも認識しておりますので、擁壁の補修、改修、撤去等に対する助成制度を導入している自治体の状況や財政負担など

も含めて、様々な観点から調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8 番（今泉義文議員） ご答弁ありがとうございました。

予想危険箇所を毎年調査、実施されているということで、各団体さんと同行いただいて実施されているということで、擁壁というのが個人の所有物ということで私も認識しておりまして、そこをやっぱり修理するのはその方々の責任もあるのかなと心得てます。

実際、先ほど私のほうでお話ししました令和4年7月の九州北部豪雨とか、あと令和5年にあった梅ヶ丘地区での擁壁の崩落等ありましたけれども、このときの修理費用とかやり直し費用というのは実際はやはり個人のお宅とか施工業者さんが支払われたとか、その辺りは把握はありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 梅ヶ丘地内の擁壁が崩落した、崩壊した状況ですね、あのときの分につきましては、市の境界も入ってありましたことから、一部市のほうでも支出をしておるところでございます。青山のほうは支出した等はございません。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8 番（今泉義文議員） やはり、擁壁が崩落すると、直すとか補修するとかというのも何百万という単位の金額がかかると思うんですね。先ほど、福岡市では助成制度がありますということで私もちょっと詳しく調べてみたんですけども、福岡市宅地防災対策助成金というのにこんなチラシも作ってありまして、条件とかも助成率は工事費用の3分の1とか、擁壁を新たに作る場合は上限額が300万円、補強する場合も300万円とか、補修は100万円の上限額もある。それにどういうものが対象かというので、条件としても高さ、崖の高さが2メートルを超える崖の土地であったりとか、築20年以上の建物とか、築20年以上もたっていないかもしれないけれども擁壁に変形が認められるとか、そういうような条件とかいろいろあったと思います。

どこでもかしこも、例えば擁壁が危ないから市の助成をしますとなると、市の負担もかなり大きなものと思うんですけども、当時梅ヶ丘であった市の境界も含まれてたというのは、もし分かれば、どれくらいの市の負担とか補助をされたかというのは、データはありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 先ほど申し上げましたように、こちらにつきましては市の宅地と道路の境界部分の土留めを兼ねた擁壁が道路側に倒れたということで、市の部分も入っておったことで部分的に市も工事費をお支払いしておりますが、詳しい状況は今手元にございません。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8 番（今泉義文議員） 市のほうが負担するとか、個人のお宅が負担するというのもやはり金額

としては大きい。なので、擁壁にちょっとひびが入っても個人負担するのが出費が大きいので、ちょっととどまってしまうか、修理までには進めないようなご家庭もあると思います。

先ほど前でもお話ししましたがけれども、やはり通学路とか、例えば学校教育課さんとか教育委員会のほうでここは通学路だと認識している場所とか、自治会さんとかだったらこの辺りは擁壁が危なそうだなとか、人が住んでないので人もいっぱい歩いてるから、生活道路として危ないなとか、そういうようなところというのを重点的にというふうに見ていただければなと思っていますところもあります。

自治会さんとか実際に擁壁が危ないからとか、学校のほうからここ危ないですというので具体的に挙がっているようなところはありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 都市整備部では、ブロック塀とかの改修に対する補助とかは出ておりますが、擁壁等につきましてのお問合せは今のところ受けたことがございません。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8 番（今泉義文議員） 私も市のホームページを見て、ブロック塀に関しては令和 8 年度ブロック塀等撤去促進事業補助金の制度があるなというのは拝見したんです。そこは、地震によるブロック塀等の倒壊被害をなくすため、道路に面する特に危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成するという制度みたいでしたけれども。

やはり、建物が 20 年とか 30 年とかたってしまったたり、庭に木とかを植えてたりすると根がはびこったり、配管の中に根が入り込んで排水性が悪くなって、集中豪雨があると家の庭のところには水がたまって、土のところの圧が擁壁とかブロック塀にかかって倒れてしまうというようなところが発生すると思っています。

こういう制度が今太宰府市にないっていうのもありますけれども、特に市のホームページを使ったりとか、何か擁壁を注意してくださいねとか、アナウンスを市民の方にしたことというのはあるんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 現在のところ、ホームページ等に掲載はございませんが、擁壁の安全性につきましては、その危険度と概略的に判断する我が家の擁壁チェックリストや、宅地擁壁老朽化判定マニュアル等がございます。国とかでつくっておる分がですね。国や県でも、擁壁の所有者などに対してホームページなどを活用して周知や啓発を行っておりますことから、本市につきましても今後市ホームページなどを活用し、擁壁チェックリスト等の周知や擁壁の日常点検の必要性、安全性を促す啓発等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 先ほど答弁の中で、福岡県建築住宅センターさんとか専門家の方とか、擁壁の確認とか指導を行う福岡県の担当課とか紹介があるということでしたけれども、住民本人から擁壁がひびが入ってきてるからどうしたらいいでしょうかとか、相談を受けたことというのがありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 先ほどちょっとご回答の中でも申し上げたかと思いますが、空き家等の擁壁にひびが入って危険ではないか等はあったことがございます。そういった場合につきましては、その所有者に対しまして状況文書や写真でお伝えして、安全確認などの対応を促す取組は行っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 今、制度としてないというところで、今つくってくださいと言うのは厳しいところでもあると思いますし、他地域の事例、福岡市とか東京とか神奈川の事例とかも見ていただいたということですが、ぜひとも事が起きて人が巻き込まれてというのでは遅いと思います。予防保全という考えを持ちながら、そういうような他市の調査からでも構いませんので、ぜひ検討していただければと思いますけれども、高原市長はいかが考えられますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 私日頃から、安全・安心のまちづくりということを申し上げておりますが、この擁壁につきましては、先ほど担当部長からの回答にもございましたが、第一義的にはやはり所有者の方の責任で行っていただくというのが大前提ではないかなというふうに思っております。

というのが、この擁壁に関してだけじゃないんですけど、ご自身の宅地関係の維持・補修についてやっぱり責任を持ってされてらっしゃる方々もたくさんいらっしゃいます。やっぱりそういう方々のご負担でさせていただいてますので、その公平性というところもあるかもしれません。

ただ、今議員おっしゃるとおり、ここでもし崩壊等があった場合、他者の命や財産とかそういったところに危険が及ぶということになると取り返しのつかないということになりますが、先ほどおっしゃられました福岡市の助成というところ、今私も確認はさせていただいてます。上限300万円ということでございます。太宰市内には丘陵地の団地がたくさんございます。2メートル以上の擁壁がある宅地も数を数えたことはございませんけど、ぱっと想像するだけでも1,000軒以上は多分あると私は思っておりますので、それ相当な金額になるんじゃないかなと思いますので、やはり財政状況も鑑みながら、他市の状況も鑑みながら、調査研究しなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ぜひ、調査研究から始めていただければと。人命が、貴い命がなくならないようなところを考えながら進めていただければと思います。

1件目は終わります。

○議長（小畠真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員のご指摘のとおり、物価の高騰は食材費に大きな影響を与えております。具体的には、令和3年度と今年度の小学校の給食費を比較すると、つまり5年前と比較すると、1食の単価が1.36倍となっております。特に、昨年からの米の値段の上昇は学校給食の質への影響が大きく、献立づくりや調理などの現場では様々な工夫を行ってきたところです。

次に、2項目めについてですが、安全・安心で質の高い給食を維持するために、まず給食用物資の計画的、安定的な購入を目的に、小・中学校給食用物資納入業者説明会及び物資購入契約会を実施し、食材の安定的な確保を行っております。食材の購入に際しては、複数業者からの見積りとサンプルを取り寄せ、栄養価、味、価格の比較をして選定を行っております。さらに、品質においては栄養価が高く、比較的リーズナブルな価格で入手できる旬の食材を使用することで、費用対効果の高い給食を提供できるよう日々調整しつつ仕入れを行っております。また、市としましては、令和4年度から負担軽減等による子育て支援として、給食費に対する支援を行っており、令和6年度から給食費の3割程度まで補助率を高め、保護者の負担軽減に努めてまいりました。

次に、3項目めについてですが、中長期的には小学校、中学校ともに国の負担による給食費支援の拡充や無償化を望んでいるところです。それまでの間につきましては、小学校については市の財政負担も含め実質的な無償化を行い、中学校については市の財政状況を見ながら給食費補助の実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ご答弁ありがとうございます。

令和8年度の施政方針の中で、子育て、教育環境の充実についてというところの中に、小学校給食の無償化、中学校給食の10割補助についてということで、子育て世代の方々というのはこの事業を立ち上げていただいたというのは非常に感謝されていると思い、すばらしいなと思っております。

もともと国のほうが小学校給食の抜本的負担軽減策に発しまして、文部科学省のホームページを見てみると、学校給食の抜本的な負担軽減が令和8年4月からスタートしますというところで、チラシも見ました。これの中を見てみると、完全給食をしている小学校や義務教育学校前期課程とかは、5,200円の補助が出ていると。実際、今小学校が5,200円足りているかというところと足りてないから、市のほうからまたプラスで補助されていると。中学校に関してはこういう国の制度がないので、10割補助をするために、令和8年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨

時交付金を使って補助していただいているというのも理解しております。本当にこれは子育て世代の方にとってはありがたい施策だと思っております。

ただ、先ほどですけれども、お話の中で給食の1食の単価が1.36倍に上がったということで、それは1食当たりが6,000円を超えた単価になっているのかなと思っているんですけれども、それが補助で賄われていたのか、それは保護者の負担が増えなくてという意味ですけれども、保護者の負担が増えなくて市が補助をしているから保護者には負担が増えないまま提供できているのか、栄養士の方々が安くするとか努力をされているから落ち着いているのか、その辺りのお話を聞かせていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 実質、先ほど理事が申しましたように1.36倍になっております。ただ、保護者の負担している金額はそうあまり変わっていないというふうに思います。なぜかといいますと、令和6年度から3割補助させていただきましたし、令和7年度も補助させていただきました。そういう形で、物価の上昇に合わせて補助もさせていただきましたので、保護者の負担自体はそれほど変わっていないというふうには思っております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 小学校に話を聞いてみましたが、栄養士の方々が集まって献立検討委員会というのが開かれながら、小学校の給食は全校同じものを献立として使われていると。私1校1校違うのかと思ったら、小学校に関しては全校同じ給食をされている。栄養士の方々が努力してコストを下げるとか、そんな実績を上げてるとか頑張ってるんじゃないかと、そういう話とかは現場から聞かれたりとかはありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 献立の立て方についてちょっと簡単にご説明させていただきますと、学校の栄養士による献立検討委員会が1か月分のベースをつくります。献立及び原材料のベースをつくります。それを学校の先生、調理員さんたちによる献立委員会の中でさらに精査しまして承認を与えます。このベースをもって各学校の先生方が学校に行きます。すると、そのとおり同じものをつくると、ベースはそうなんですけれども、例えばですけれども分かりやすい例で言えば、2年前に水城小学校は調理室が全く新しくなりました。ここで何百人分作れる作り方で、別の学校が同じようにできるとは限らないわけです。そうなってきた場合には、材料の一部をちょっと違うものに変えとか、自分の学校で可能なものに変えて献立をつくる。そういうふうにしますので、学校独自に実はなっていくわけです。そのときに、金額等を見まして少しでも安い物、先ほど理事が申しましたが、味見をしたり幾つかの業者から取り寄せたりして値段を調整したりしながら、予算の範囲内で栄養価が高くてエネルギーもあって、そして盛りつけもきちんとした物。これをつくる努力を最先端でやってくれているのが栄養士という形になります。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 10円単位とか円単位とかを考えながら、日々栄養士の方々というのは現場で知恵を絞りながら頑張ってるんじゃないかなと。給食費が余裕があるぐらいだったらおいしいものとか高価なものとか買えるけれども、やっぱり限りがあるものだから一生懸命やられてるんじゃないかなというのを感じました。

学校によって注文する、もともと食材の購入経路なんですけれども、今までは学校が保護者から給食費を預かってました。途中から3割補助があったので、学校が保護者から集めた分と市からの補助がある。というので、それでは購入は学校単位で業者さんに注文されているのか、それとも市全体で業者さんに注文されてるかという発注形態はどのようになってますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 先ほど申しましたように、ベースは決まっておりますけれども、各学校でそういうふうに細かな調整があつてます。そして、学校の栄養士さんが自分の学校の献立をつくって教育委員会に提出します。教育委員会のほうで一括して注文させていただいております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ありがとうございます。

先ほどの話を聞いていろいろ調整が必要なので、学校が注文してるのかなと思ったんですけど、教育委員会として一括で注文されてるということですね。ばらばらで注文するよりも規模のメリットで一括でしたら安くなるんじゃないでしょうかという話をしようかと思ったら、一括で大きく注文されてるってことですね。

やはりできれば安く仕入れることもしたいと思いますし、先ほど季節の物を、旬な物を購入すると単価も安くてというところでもありますけれども、地産地消とかそういうところに重きを置いたりとかというのは話としてありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 地産地消のものもあれば、例えば福岡農業高校で作られた野菜を使うということもあります。また、献立は地元のものであるとか、学校行事に関するものであるとか、かみかみ給食といってちょっと硬いもので歯を鍛える。そういうふうな食育の面も含めまして献立はつくらせていただいております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） いろいろ考えてらっしゃってありがたいと思います。

今は給食費に関しては国が補助をやってくれたり、臨時交付金が出てるので、物価上昇がどれくらい上がってるかというのを調べてみますと、大体年3%前後ぐらい物価上昇してるというような統計のデータもあつたんですよね。2019年から2025年までを見ると、物価上昇が12%も上がったというようなデータもありました。そういうのを考えると、今後物価が上昇して、給食費の食材とか燃料費とかも上がってというのが、国の補助が続けばいいけれども、もし国の補助がこの先どうなるかも分からないでしょうし、というので、今後予算確保とか財源

確保というようなのを行政として話し合ったりとか、そういうことをされたりというのはありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、国の交付金関係になるんですけれども、令和8年度におきましては小学校給食の無償化、中学校給食10割補助の財源として国・県の補助及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。その上で、今後の財源につきましては、まずは国・県の補助で給食費の全てを賄う完全無償化を進めるよう要望していく必要があると考えておりますが、仮に国の交付金等が終了した場合でありましても、学校給食は子どもたちの健全な成長を支える重要な施策でありますことから、その時点の財政状況や国・県の支援制度などを踏まえながら、市独自の財源活用も含めて必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 先ほど、年々3%前後の物価上昇がありますと。今のところは、交付金とか国とか県からの補助もあったりということで、1回予算組みされてると思うんですけれども、この年度内とかであってもどうしても燃料費の高騰とか物価の上昇、食材費の高騰とかあった場合は、どこからかまた補助額を増やしたりとか、そういうようなことというのは検討されますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどの回答と繰り返しにはなってしまうんですけれども、まずは財源につきましては、国・県の補助で給食費の全てを賄う完全無償化を進めるよう要望していく必要があると考えております。今後、食材費や燃料費のさらなる上昇が生じた場合につきましては、現時点では一律の追加補正の判断基準を設けているものではありませんけれども、給食運営の影響や必要となる経費の増加額、国・県による支援制度や本市の財政状況などを総合的に勘案し、子どもたちに提供する給食の量や質の維持に支障が生じないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） そうですね。上がり具合とか基準とかいろいろあると思いますけれども、臨時的に考えなくちゃいけない場合も出てくるかなとは思いますが。今おっしゃったように、子どもたちというのは給食を食べて体をつくっていくというような、毎日毎日が必要なものであると思いますので、食糧費や燃料費が高騰しても子どもたちが栄養をしっかりと取れるように、太宰府市内の行政の責任としてもいい給食をつくっていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時50分

○議長（小畠真由美議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔9 番 笠利 毅議員 登壇〕

○議長（小畠真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ただいま、議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い本市の国民保護計画について質問いたします。

戦争により、学校が、病院があるいは町が崩れ落ちる映像を当たり前のように目にする時代になってしまいました。私たちは、町に暮らし、学校や病院に通う人々と常に共にあるわけですから心が痛みます。

日本も、近年の防衛費の急増にみられるように、危機に対する軍事的な対応力の強化を進めているように思われます。対応力ではなく攻撃力の強化を進めているというべきかもしれません。同時に、武力攻撃などを受けた場合、国・県・市・国民が一斉に協力あるいは動員されて対処するような制度もつくられています。国民保護制度というもので、自治体も国民保護計画の策定を義務づけられています。

私たち太宰府市議会は、BCP（業務継続計画）というものをっていますが、これは非常事態にあっても自治体における民主主義的な統制を維持し、自治体業務の正統性を担保していく、そういう意味も持つものです。その一方で、最近の話ですが、国の補充的指示権を規定した地方自治法の改正や、昨今の緊急事態条項をめぐる憲法改正論議などを見ると、住民に根差した民主主義的な統制よりも国を起点とした統制を当たり前とする政治傾向、あるいは社会風潮があるのではと一地方議員として危惧しています。

さて、本市も国民保護計画を持っているはずなのですが、ホームページ等を見てもどこにも見当たりません。民主主義的な統制とは相互理解の深化にほかならないと思いますが、その視点からは奇妙なことと思います。そこで、本市の国民保護計画について、まずはその存否を確認するとともに、その計画の目的及び内容等について伺います。あわせて、もし計画が存在するのであれば、なぜ公開をされていないのか伺います。

以上、再質問は発言席から行わせていただきます。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ご回答いたします。

平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が成立し、同年9月17日に施行されました。この法律は、日本の安全保障の観点から、武力攻撃や大規模テロといった国民生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼす事態が発生した際に、的確かつ迅速に対応するため、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や経済への影響

を最小限に抑えることを目的としております。

同法第35条第1項におきまして、「市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。」と規定され、福岡県において、平成18年1月に福岡県国民保護計画が作成されましたことを受け、本市においても平成19年2月に太宰府市国民保護計画を策定しているところであります。

本市計画は、国民保護法、国民の保護に関する基本方針及び福岡県国民保護計画に基づき策定しており、武力攻撃事態等において市民の安全を確保するとともに、避難や救援、武力攻撃災害への対処等を的確かつ迅速に実施するための行動計画です。

内容といたしましては、平素からの備えや予防として、市における組織体制の整備や関係機関との連携、物資及び資材の備蓄・調達等について定めております。また、武力攻撃事態等への対処として、初動連絡体制の迅速な確立、市対策本部の設置や関係機関相互の連携、警報及び避難の指示、被災情報の収集等について定めております。

なお、本市におきましては、計画を意図的に一般公開していないというわけではございません。今後につきましては、ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。

いささか非現実的とも思えるかもしれない事柄に対して、実際にそのための制度があるということに関する質問なので答えにくい面もあるかと思いますが、私もゆっくり読んだんですが、ゆっくり読んでいただきありがとうございます。

初めに一言言っておきますけれども、ここに込めた思いというのがあるんですけども、昨日の一般質問で原田議員がとてもいいことを言ってくださったので、私の気持ちの半分を代弁してくださってるのでちょっとそれを言っておきたいと思います。

どこかの市長が、思いつきかどうかは別としていきなりミルク給食をなくしてしまい、原田議員はもう心が痛んで仕方なかったという話をされています。今、ご回答の中で、国民生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼす事態が発生した際ということをお願いしましたが、これは国の判断に基づくことということでしょうけれども、法律の話なので、昨今の国際情勢を見ていると、いつそういう事態がどこで起きても不思議はない、有効な歯止めを日本だってかけられているかどうか分からないという中での質問ですので、1人の市長がと、高州市長のことではもちろんないです、1人の政治的なリーダーが何か考えてしまったら、いつこういうことが起きても仕方ない、心が痛むという気持ちで質問はしていきたいと思います。

もう一言それについて答えておきますと、先ほど宮崎理事が読んでいただいた法律の部分の答えて、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としていると。原田議員に対する回答を教育長が国の基準を満たすような形で。それは最低限守っていますよというメッセージであったかと思うんですけども、それに比べると先ほどの給食に関する答弁は随分生き生きとしていたように思います。ちゃんと思い出せば、最後そのことにもう一度戻りたいと思

いますので、忘れたらごめんなさい。

順次、少しずつ確認していきたいと思います。基本的には、最初に申し上げましたように事態の想定すること自体が市にとってはある程度難しいことなので、今の役割といいますか、というところを答えていただければいいかと思うんですけども、まず、これは簡潔にはご回答にもあったかと思いますが、国民保護計画における市の基本的な役割を改めて簡潔に一言で言っていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ありがとうございます。

計画におきましての役割ということでございますが、武力攻撃事態等から市民の生命・身体・財産を守るためということで、避難でありましたり救援、被害の最小化ということを3つの柱としまして、その中におきましても国や県、消防などの関係機関と連携して、まずは迅速な初動対応をし、市民への支援を実施するということが求められている役割であるというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 基本的な役割ということで、ある程度具体的にしておくべきことも今言及されたかと思いますが、大まかに言うと災害対応時にしなければならないことをやりするしかないといいますが、することになっているというふうに理解しておいてもよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 若干の差異はあるものの、基本的な対応というか、市民の皆様をいわゆる災害から守っていくという観点、あと実際の備蓄でありましたりいろいろやってることというのは基本的に共通するものがあって、同じものだというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 自治体として本来果たすべき役割を全うするという意味合いであろうかと思います。

先ほど紹介がありましたように、平成18年でしたっけ、19年に計画を策定したということで、たしかその前の18年にそのための条例等の提案があったかと思うんですけど、18年だったと思いますが、その中で、今宮崎理事が言われたような様々なことを法定受託事務として行うものであるという認識を、当時の平島総務部長か佐藤市長が言われてるかと思うんですけども、法定受託事務であるという認識は今も変わりはないということなんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 当時もそうですが、現在も地方自治法の中に、やはりこの事業自体がいわゆる第1号の法定受託事務としての記載もございますことから、我々としても法定受託事務という認識をしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

一言だけ言っておくと、法律の文章を読むと法定受託事務というふうにしてはあまりにも包括的な内容なので、少し異質かなという気はしますが、制度上はそういう形ということですね。

では、平素から気をつけておかなければならないことということで、先ほどご回答いただいた基本的な役割というのがそれに重なることかとは思いますので、そこはちょっと省きまして、次にここまで市がどういう役割を果たすことになっているかという質問なんですけれども、では、法律上は国民かもしれませんが、市民がという観点からちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、壇上で言ったことにも関わりますけれども、市民はこの仕組みのことについて知っているだろうという認識か、そうでなかろうという認識か、その辺りをお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 本計画、太宰府市計画ということですが、国民保護という言葉自体は報道機関といういろいろなニュースとかでまれに聞かれることがあるかと思いますが。ただ、国・県・市と連携してこのような計画がございまして、様々な有事に備えているものがあるということにつきましては、どのくらい市民の皆様に深く浸透しているかというのは若干疑問は確かにございます。実際の市民への浸透ということに関して、何ら調査も行っていないしデータも持っていないところでは何とも言えないところですが、先ほども申しましたように、議員ご指摘のとおり、今後につきましてはホームページ等にも掲載させていただきまして、広く周知を図っていくという方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 法律もしくは公開されていないので太宰府市の計画に基づいてということではないんですけれども、訓練等の実施等についても言及があらうかと思うんですけれども、実際の訓練等はしたことはないということでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 訓練というところではございますが、よくある自然災害の訓練のような、やっぱりそういったところはちょっとまだできていないかなというところではございますが、一例としましてなんです、広報誌とかホームページで一応予告をさせていただいた上で、こういう名称でいきますと全国瞬時警報システムという、いわゆる J - A L E R T ですね、を活用した訓練が全国的に全国一斉で年 4 回、いわゆる情報伝達試験というか確認のための試験がございます。市内のスピーカーから実際に放送を行いまして、住民の皆様には有事の際はこういった情報伝達がございますというところをお伝えしているところも、広義な意味で言えば訓練の 1 つではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） それでは、計画上もしくは法律上、まあ計画上ですね、市民には何が求

められているのかということと、あるいは併せてですけれども、平素からするべきとされていることがあるのであれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、では初めに市民の方に求められていることですが、国民保護法でいうところの第4条におきまして、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとするというような規定がございます。その際、市は避難住民の誘導や救援であったり、あと消火活動、負傷者の搬送とか被災者の救助ということはこの事態の場合は行うんですが、そのほかにも武力攻撃災害に対処するための措置を市が行う場合、保健衛生の確保などに対して住民にいわゆる市民の皆様に協力を求めることがありますということで、市のほうから市民の方に求めることがあるんですけども、しかしこれはあくまでも市民の皆様の自発的な意思に委ねられる点がございまして、いわゆる要請に対しては強制するところまではないというふうに考えているところでございます。

もう一点、市民の皆様が平素からお願いできればというところのものになりますけれども、武力攻撃はテロという計画が想定する事態が発生した際には、被害を最小限に抑えるという点におきまして、自宅や通勤とか通学先などの周辺に、事態が起こった際のいわゆる堅牢な施設、丈夫な施設がどこにあるのかというのを、自然災害と同じように事前に確認いただくこととかや、あと非常持ち出し用物品ですね。水、食料とか救急セットとかいうところが考えられますけども、そういったものを平素から準備しておいていただく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 言い方が難しいところなんですけれども、文言上は宛先が市役所であれば、努力義務というふうに言われるような表現が国民に対しても使われていたかとは思いますが、その後に無理をするものではないと留保が入ってたかと思うんですけれども、今言われた内容的には、特別なことは求めてはいないけれどもということですね。事実上は。解釈が難しいかな。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員おっしゃるとおりですが、有事に際してぜひご協力をというメッセージというか、そういうものがあるのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 解釈の分かれることをあえて言いますが、日頃から気をつけなければならないとされているような日常やっていることが、実は有事には求められると。そのときこそ求められるという行動が、先ほどの市役所にとっても市民にとっても共通して言えることになっているのかなというふうに思います。

ホームページ等で今後公開するというので、今まで意図はないけれども伝えてこなかった

ということで、意図について詮索することはいたしません、ただ、今のような形で市役所にとっては日常のなすべき業務が、私たちにとっては日々の暮らしが、気をつけなければならないことがそのまま有事になると、国の計画の下にも入っていると、仕組み上はですね。ということは確かめられたかなと思います。それが知らずのままであるということは、私たち国民はあくまでも受け身の存在としてそのときには位置づけられているだけでしかないだろうと。これは市も同じ状況であろうかと思いますが、そのこと自体が果たしてよいのかというふうに、今はそこまで言っておきたいと思います。一言だけです。

ちょっと話を替えますけれども、では、避難しなければならない、危険な状況になれば。なんですけれども、太宰府市内で仮に武力攻撃というようなものがあつた場合に、避難場所として考えられているところはどこになるんでしょう。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 現在、この計画におきましてでございますが、避難場所として想定している、指定しているところが太宰府市内でいうと、いわゆる小・中学校、そのうちの校舎、体育館、グラウンドというところになっております。これは事態を想定してというでございます。あと、プラスアルファでいくと県立高校であつたり、特別支援学校といったところがこの国民保護の避難施設というところに指定しておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） この避難場所は、国のホームページを見ると随時か年に 1 回か分かりませんけれども、更新されているようなんですけれども、太宰府市で避難場所というと体育館というのがまず浮かぶんですけれども、体育館等が含まれているわけではないということです。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 現在のところ、計画の指定の中にはいわゆるうちのとびうめアリーナですね、総合体育館は入っておりませんが、まずの設定として皆さんの地域を考えたときに、いわゆる学校を指定していると。それプラスアルファでいろいろ体育館以外にもやや堅牢であると思われる施設があるかと思いますので、その辺りは今後の計画の見直し等必要がございましたら、その際に検討させていただければというふうに考えるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 避難場所のほかに、特に大切にされているインフラストラクチャーのようなものはあるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） この事態における特に重要と考えるインフラということでございますけれども、まずは我々市といたしましては市民生活に直結する水道とか電気、ガス等といったライフライン。あと、当然物資等を運ぶような必要性もあるかと思いますので、道路等の交通網。あともう一点が、重要な点もありますけれども情報収集、通信、発信というこ

とで通信関係のインフラ。というライフライン、交通、通信というところが重要なインフラと  
なってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 必要な備蓄についてはあくまで市の判断で集めているという形になって  
いるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 備蓄のお話でございますけれども、国民保護法の中にお  
いても、いわゆる武力攻撃災害における必要な資材という備蓄と、通常の自然災害における必  
要な資材の備蓄、共通する備蓄品というのかなり多くなっておりますので、その辺りは共有  
で備蓄するよというかしてよいということになっておることから、兼用という形で備蓄を  
しているという考え方に立っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） これはちょっと昨日の夜ふと思ったことなので、もしかしたら調べる必  
要があるかもしれませんが、備蓄に関する予算なんですけれども、交付税措置の対象と  
かそういうふうになってたりするのでしょうか。それとも、市の判断で丸々持っているものな  
んでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 備蓄の中にもいろいろ種類があるんですけども、いわゆ  
る備品の関係は交付税措置、緊急防災事業債というところで、国の補助という形のものの対象  
となってくるというところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 先ほど、理事のほうから計画の更新等をする場合にはという一言があり  
ましたけれども、計画の更新というのはどういうタイミングですとか考え方はあるものでしょ  
うか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） この計画が国・県・市というふうな形で流れを持ってい  
るような計画になっておりますことから、まず一義的な考え方なんですけれども、国の指針が  
何らか変わって、福岡県がさらに計画を例えば改定されたりというところになると、それ  
に見合わせたところで市の計画も見直しの必要があるかというところは考えていく必要がある  
かなというふうに思っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 計画の策定をするときに、その提案が議会になされたときに、これも当  
時の総務部長だったかと思えますけれども、計画については国のモデル計画を中心にせざるを  
得ないというような答弁がなされています。気になって国のページを確認しましたがけれども、

基本指針は平成十七、八年頃から幾度も改定されて、実はこの春に数年ぶりに改訂されています。ところが、同じページに県と市のモデル計画というのがやっぱり載ってるんですけども、恐らく当初のまま放ったらかしにされてるのではないかと思いますので、県がいればそのときは変えざるを得ないかもしれませんが、今聞きましたけれども、非常時に対する備えを定める法律に基づいて国が頑張っていることではあります、国の情報発信を見ても市としてはしばらくは放っておいてもいいかなと、私自身は思っております。メンテナンスがなされていない計画ではないかと危惧しています。

ちょっと話を変えますけれども、では万が一その場合、武力攻撃事態等が生じた場合に市の職員さん、対策本部のようなものをつくって、ちょっと正式名称忘れましたけれども、動くことになろうかと思いますけれども、まずはどのような体制を取るのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 市の体制というところでございますけれども、大きく2つございまして、名称で申しますと国民保護対策準備室という体制ですね。もう一つが、国民保護対策本部という体制になります。準備室につきましては、国の通知等の前に事態が想定されるときに準備室ということで、内部事情を申し上げますと市の自然災害における災害警戒本部というのが実はございます。ちょうど気象警報が発令されたときに実際のレベルが4、5と上がっていく前の段階の警戒本部。そういった本部と形を同じくするのが準備室という形で。国・県からの通知を基に設置するいわゆる対策本部に関しましては、全ての職員が体制に入ってくるというところになってございます。

○議長（小島真由美議員） 9番笠利毅議員。

○9番（笠利 毅議員） 全ての職員がということで、いきなり大変なことになるという想定ではないかというふうに思いますが、先ほど法定受託事務云々という話がありましたけれども、通常の災害時と比べて、その場合、特別に別途人を割かねばならないというようなものは何かしらあるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 通常の災害の形と先ほど申しましたように、若干似ているところはあるんですが、武力攻撃災害に特化して申し上げれることとして、ふだんの自然災害にはない避難の誘導とか救援の実施というものが自然災害にはない役割としてございます。当然、業務というか担当に職員が当たるところがやっぱり自然災害との大きな差であるというふうに思っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9番笠利毅議員。

○9番（笠利 毅議員） 仮定のことで計画上のことなので言いませんが、武力攻撃事態の規模によっちは人手が足りなくなりそうだなというのはちょっと思いますね。

また少し違うことですけど、改めて武力攻撃事態に対する市が体制を取る、その発動の要件というのは、簡潔にお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、発動要件、先ほど2つほどいわゆる準備室と対策本部と大きな体制を申し上げましたが、いわゆるこの武力攻撃事態前で、情報収集等、市が対応が必要な場合というところで、まずこの準備室を立ち上げるような形になります。その後、武力攻撃事態後に国とか県から通知等が来るところなんですけども、いわゆる本部を設置するようにということで、それを受けまして対策本部ということで設置して職員体制を整えるという形を考えているところでございます。発動要件としてですね。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 確認ですけれども、準備室が先に立つので準備室ということで聞きますけれども、準備室をつくるという判断は国あるいは県から伝えられるというふうに考えてよろしいですね。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 様々な事態がケースによってあるのかなというふうには思っておりますが、対策本部につきましてはいわゆるもう通知があるというふうな設定となっておりますが、準備室につきましては事態が想定される場合というような感じなので、何らかの事前、いわゆる内示的なやつがあるのか、ちょっと我々も想定できないところですが、あとは全国的とか、国際的な情勢を見て我々で判断が求められるのか。何らかのただ国・県ありますので、いわゆるお知らせというかそういうのはあるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 市で判断することはあり得ないだろうと思っていたので、ちょっと曖昧になっていること自体に驚きましたけれども。

冒頭言ったことですけれども、これも確認なんですけれども、地方自治法で緊急の場合には、非常事態のような場合には、大臣が補充的な指示権ということで自治体に対して指示を出すという制度ができましたけれども、この武力攻撃事態に関してはそれは適用されることはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員ご指摘の、地方自治法の改正により規定されました補充的指示権と言われるものなんですけども、令和6年の改正で入ったかと思うんですが、結論から言うと、それに関しては我々は適用されないというふうに考えてございまして、武力攻撃事態等に関しましては、いわゆる武力攻撃事態対処法においてそれが適用されるものになるので、そちらの適用となるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） そうであろうと思います。そうでないと、私自身の考え方は別として、緊急事態に対処するのに様々な大臣がいろんな指示でも出し始めたらとんでもないことになる

ので、当然それが合理的な考え方であろうかと思います。

一応確認しておきたいことは大体以上なんですけれども、これは仮定の話なので私からしゃべりますが、今の指示権の話を出したのは、今、憲法上緊急事態条項ということが議論になっていますけれども、先ほどこっちと準備室が場合によっては市の判断が加わるかもしれないというところに驚いたというふうに言いましたけれども、曖昧な要素を残したままでこういうことが決まっているというのがそもそも驚いてたんですけれども、実は今非常に驚きました。緊急事態条項だと、この法律が適用されて計画が発動する可能性が非常に高いものも想定されると思いますが、現状では今聞いた話だけででも地方自治体にとってはかなりの迷惑な事態ではないのかなというふうに思います。

少し自分の考えに入る前に、これはできれば市長に確認しておきたいんですけれども、私自身は地方自治というのは基本的な人権と国民主権というものの実践の場ではないかというふうに、これは憲法上の表現を借りてのことなんですけれども、思っているのですが、市長にとって地方自治をする上で、市民を守るという意味での基本的な人権と、あと、私たちの仕事としての、仕事というところとあれかもしれませんけれども、地方自治というものをどのように捉えていらっしゃるか、簡単に言っていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 地方自治というご質問、なかなか人によってその解釈も違うんじゃないかなと思いますが、今回国民保護に関してのご質問ということでございますので、そこにちょっと的を絞って地方自治という考え方も含めてお答えさせていただきたいと思います。

まず、国民保護でございますが、やはり武力攻撃等の緊急事態。これはやっぱりあってほしくありませんし、あったらいけないと思ってます。しかしながら、今、日本を取り巻く安全保障は本当に緊張を増してるんじゃないかなというふうに私は思ってます。ですから、やはり国・県、市もですけど、自治体、行政はもしものことをやっぱり考えて、非常事態を考えてそれに対して準備をしていくというのはこれは当然の責務だというふうに思っております。あってはいけないんですけど、もしものことを想定して準備をしていく。これはもう行政の責任ではないかなというふうに思っております。そういう面では、国民保護に関する準備というのは必要であるというふうに私は思っております。

ただし一つ、地方自治にも絡んできますけど、太宰府市の国民保護の計画の中の第2章、国民保護措置に関する基本方針の（1）、ここに基本的人権の尊重というものがございます。読ませていただきます。「市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。」というような文言がございまして。

私、常日頃から言っておりますけど、憲法13条、全て国民は生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重を必要

とするとございます。やっぱりこの精神の下に国民保護を行政がすべきこと。国民の生命、自由を守るためにも、今回の緊急事態の場合は自由は若干制限されるかもしれませんが。しかしながら生命、一番の人権の根源たる生命、これを守るというのが行政としての責務だというふうに私は思っております。その中でも、先ほどから申し上げましたが、やはり基本的人権ですね、これを尊重しながら行政はやっていくべきだというふうに私は思っております。

繰り返しになりますけど、昨今の安全保障の緊張度合いを見ますと、もしものことをやっぱり想定しなければいけないんじゃないかなと。これは武力攻撃だけでなく、先ほどから災害のこともおっしゃられてましたが、災害等にも共通することではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。よどみなく話していただいたんで、一定程度安心したところはあるんですけども。

市長が言われたとおりで、これは私もそうですが、危機感があるからこういうことを実は質問しています。それは先ほども申し上げたとおりです。生命、財産等ということが最初に宮崎理事の口からもありましたけれども、当然それはもう守っていかなければならないし、自治体としてはある種それが務めだというふうにならざるを得ないということも確かだと思います。なんですが、それほど大事なことであるにもかかわらず、モデル計画のようなものは、もうこの15年、20年近くの間大きく国際状況が相当変わってきていると思いますけれども、手を入れられずにそのまま放置されている。簡単に法律で定められたからそのとおりいざ動けと言われたときに、果たして私が住民だったら納得いかない。市としてもこの形でそのまま動いていいのだろうか。私は疑問を持って当然じゃないかというふうに思っています。

それは高原市長が今述べてくださったような責務に対する忠実な思いとはまた別の問題で、日本の国が有事いわゆる有事ですね、に備えて考えている制度が、町なかに暮らす、小さな町に暮らす者にとってのことを本当に気にしてデザインされているのかどうか、私は強く危惧しています。強く危惧するといった上で、最初の話にちょっと戻りたいと思います。少し言いたいことを省くんですけども。では、市役所に、市の皆さんに私が期待したいことというのを最後に述べておこうと思います。

昨日来の一般質問の答弁。最初に原田議員の例を出しましたがけれども、幾つかに対して非常に不満に感じたことがあります。簡単に言いますが、1 つは、都市マスをつくるに当たり、社会情勢の変化がどのようなものであったかということに対する瀬筒議員の質問に対しては、立地適正化計画をつくったり地域公共交通計画をつくるという回答です。これは社会情勢に対する判断ではありません。国だけではありませんが、いずれもどちらかという国のモデルに従った形でつくられた計画だということは、私も中身を承知していますので知ってます。

それは先ほども申しましたとおり、国民保護計画についてもそうです。モデルに従ってつく

った計画。また、これは住民に対すること。先ほど住民がどういうふうなことを期待されているかということを質問しましたが、例えば、多くの方が質問した公共交通のことについて説明をしてきましたということがたくさん答弁されました。多くは西鉄の、西鉄といいますか、全国的なといいますか、バス運転士の不足といったような市にとってはどうしようもならない事情、それを説明してきたという内容が多かったかと思います。そうではなくて、太宰府市自治体が市民に説明すべきことは市民の暮らしがどうすればよくなっていくかと。それについてどういうふうなことをやっていきたいか。現状こう分析するから、こういうふうに提案していきたいというのを説いて明らかにするという意味での説明を行うのが説明責任だと思っています。

私は、自治体として、もし国民保護計画というものを、実際存在してますので、万が一のときには発動してしまうと思いますが、対処するための力をつけるためには、外の事情で物事を説明するのではなく、自分たちで私たちはこうしていくために市民の声をこういうふうに聞いてやっていくということを説いて明らかにしていただきたい。今後、総合計画、高原市長がその中に盛り込みたいものということを昨日話されましたけれども、もしそこに高原市長のビジョンがあるのであれば、皆さんのビジョンがあるのであれば、それを説いて明らかにする。そのことで、自治体としての力をつける。それをやっていただきたい。市民の力をつける。

国民保護計画が発動するような場合には、はっきりと書いてありますけれども、自衛隊はもちろん市に協力してくれることにはなってるんですけども、本来の務めは国を守ること。対外的な仕事が優先されるというような書き方になってます。私たち自身、自治体が強い力を持って、今で言うならばレジリエンス。昔だったら15の憂いがないということかもしれませんが、レジリエンスというものを市民と共に議会も行政もつくっていかなければならないと思っています。

今回の質問の趣旨は、一つには制度に対する疑問。あまりにも先ほどメンテナンスがなされていないと言いましたが、大事なことなのに放ったらかされている。高原市長が市民を守ることが本当に大切だと思ってるんだったら、ちょっと疑問を持っていただきたい。今のこの制度の在り方に。ということですね。

以上です。ここでやめておきます。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで、14時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時50分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番岡林直人議員の一般質問を許可します。

〔2 番 岡林直人議員 登壇〕

○2番（岡林直人議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問いたします。

まず1件目、本市ホームページの利便性向上についてです。

本市のホームページは、市民生活において様々な行政サービスの入り口として重要な役割を担っております。また、本市は全国でも有数の観光都市であることから、観光客に向けた重要な情報発信のツールでもあります。ホームページの利便性が向上することは、市民サービスの質の向上につながるだけでなく、観光客の方々の満足度向上にもつながると思われま

そこで、本市のホームページの利便性をさらに向上させるため、3点伺います。

まず1項目め、ホームページの利便性に関する市の現状認識についてです。

本市のホームページの利便性について、市としてどのように認識しているかを伺います。

本市ホームページについては、「ライフイベント」や「よく利用するコーナー」など、検索を行いやすくするための工夫がされておりますが、各項目の言葉が硬く市民に寄り添っていない、「組織で探すという検索があるが、役所の組織を知らない一般人からすると欲しい情報を検索しにくいといった厳しい意見を耳にすることもあります。

また、観光や文化財のページについて深くつくりこまれているページが存在する一方で、ホームページのホーム画面から観光や文化財のページへのリンクが分かりにくく、観光客の皆様

2項目め、ホームページの運用のルールについて。

本市ホームページに記載されている様々な情報のうち、募集等の期間が終了した情報については、すぐにページが削除される傾向があるように思います。市民へ正しく情報を伝えるため、募集等の期間が終了したページをすぐに削除すべきではないと思いますが、過去の募集等についての検証や確認を行うためにも、ページの更新、削除、保存については公文書と同様に一定のルールが必要であると考えます。そこで、本市のホームページについてどのようなルールで運用しているのかお伺いいたします。

3項目め、ホームページ以外のSNSの活用についてです。

近年ではInstagramやユーチューブ、ティックトックなど、利用者層によって情報取得の手段が大きく変化しております。特に、若年層においてはGoogle等で検索を行ったり、ホームページを直接閲覧するよりも、SNS経由で情報を得るケースが増えていると考えられます。そこで、本市におけるSNS活用の現状と、今後の様々なSNSの活用について、考えをお伺いいたします。

2件目、史跡地の活用について。

本市は、全国有数の歴史・文化都市であり、市域の約16%が史跡地となっております。その中でも、特別史跡である大宰府跡や水城跡は、我が国の歴史を語る上で極めて重要な文化遺産であり、本市の大きな魅力の1つでもあります。一方で、本市を訪れる観光客の多くは太宰府

天満宮周辺に集中しており、政庁跡周辺エリアへの回遊性向上が長年の課題となっております。

近年では、全国各地において文化財の保存と活用の両立を図りながら、新たな観光コンテンツを創出する取組が行われております。本市においても、史跡地の価値を損なうことなく、政庁跡周辺エリアへの回遊性の向上と、観光客の滞在時間を延ばす政策が求められていると考えます。

そこで、政庁跡周辺エリアの史跡地を活用した新たな観光資源の創造について、3点伺います。

1 項目め、第2次太宰府市観光推進基本計画の進捗状況について。

「住まう人も、訪れる人もともに慶びを分かち合える“令和の都だざいふ”」を目指し、5年計画で令和6年3月に策定された第2次太宰府市観光推進基本計画が今年で3年目となりました。そこで、現状や達成状況についてお伺いいたします。特に、長年の課題である政庁跡周辺エリアの回遊性促進に関する取組の現状についてもお聞かせください。

2 項目め、DMO（観光地域づくり法人）の取組状況について。

観光客のニーズが多様化する中、行政だけでなく民間事業者や地域団体が連携しながら観光地域づくりを進めることが重要となっております。その中核を担う組織としてDMOが全国各地で設立され、観光庁に観光地域づくり法人（DMO法人）として登録されております。県内においては、福津市にて「福津の『食』をフックとした観光振興」をテーマとして活動を行っている事業者の事例などがあります。本計画においてもDMOの導入に向けた検討の記述があり、進められていると認識しております。そこで、現在のDMOの取組状況と今後の方向性について伺います。

3 項目め、令和6年度に実施されたフードトラックの社会実験の結果について。

令和6年度に実施されたフードトラックの社会実験の結果についてお伺いします。史跡地におけるフードトラックの社会実証実験は、史跡地の価値を損なうことなく史跡景観に配慮しつつ、散策者の利便性向上と史跡地の魅力を高めること及び将来の制度設計に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4年度に1期、令和6年度に2期目が実施されました。令和6年度の2期目については、フードトラックの社会実証実験が市内3か所の史跡地にて期間限定で実施され、令和7年の3月末で終了しております。実証実験から1年がたちましたので、結果の分析、総括と今後の取組の方向性についてお伺いいたします。

以上、ご回答よろしくお伺いいたします。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、本市公式ホームページは令和3年9月1日に大幅なリニューアルを行い、現在に至っております。本市のホームページは、各担当課でページを作成の上、所属長の決裁を経て、ホームページの管理運営部門となる経営企画課広聴広報係が公開承認を

行うシステムにより作成しており、各ページの統一したデザインに基づき、ページタイトルや記載する文書、画像等につきましては、各業務の特色を生かした形で作成できる仕組みを取っております。

また、システムにはウェブアクセシビリティをチェックする機能を設けており、障がいの有無や年齢、利用環境にかかわらず、全ての人が情報やサービスを利用できるよう配慮しております。加えて、職員対象のホームページ研修を行うことにより、職員一人一人が伝わりやすい表現を意識してページ作成を行うよう努めているところであります。

このほかにも、本市のホームページを初めて利用される方に、トップページや全体の構成についての説明をする「初めての方へ」のページや、G o o g l e 翻訳サービスを利用した外国語への対応ページ、ページ本文を読み上げる音声読み上げ機能や振り仮名機能、文字サイズ変更機能、色覚多様性を持つ方がご自身に最適な環境で閲覧できるよう背景色の変更機能を備え、その全てにおいてどのページからも利用が可能なようバナーを配置しております。さらに、市の広報誌に記載のあるページ I D から連動したページを探す機能に加え、翻訳したものを声の広報だざいふとして掲載するなど、利便性を向上させるための仕組みを数多く備えております。

ホームページ閲覧者の属性等に関しまして、アクセス履歴から分析しますと、G o o g l e やヤフー等の検索サイトからのアクセスが一番多く、次いでブックマークやダイレクト入力によるアクセスが多いことから、一定のリピーターの閲覧者を獲得していると推測しております。また、日本国内でも市内の方はもとより、福岡市や筑紫野市という県内からのアクセスに加え、大阪府や東京都など遠方の方からのアクセスも多く見受けられ、国外では中国、アメリカ、シンガポール、台湾からのアクセスが多い結果が見られます。この結果、ホームページ総閲覧数は令和 5 年度の約 48 万 7,000 件に対し、令和 6 年度は約 63 万件、令和 7 年度は約 62 万件と大幅に伸びる結果となっているところであります。

その一方で、議員ご指摘のとおり、各ページ下部に設けております「皆様のご意見をお聞かせくださいコーナー」から寄せられたご意見の令和 7 年度の分析結果としましては、「お求めの情報が十分掲載されてましたでしょうか」について、「十分だった」、「普通」が合わせて 66% に対し、「情報が足りない」が 34%、「ページの構成や内容、表現は分かりやすかったでしょうか」について、「分かりやすい」、「普通」が 75% に対し、「分かりにくい」が 25%、「この情報をすぐに見つけられましたか」について、「すぐに見つけた」、「普通」が 82% に対し、「時間がかかった」が 18% というご意見をいただいておりますことから、ホームページの利便性についてさらに高めていく必要性も感じているところであります。

具体的には、議員のご質問にもありましたとおり、観光や文化財に特化した特設サイトにつきましては、トップページからのリンクを分かりやすくするよう検討を進めているところでございます。また、言葉の硬さや「組織で探す」の検索がしにくいなどの点につきましても、その改善について調査研究を行ってまいります。

次に、2 項目めについてですが、本市ではホームページの円滑な運営や利便性の向上を目的

とし、太宰府市公式ホームページ運用管理要領に基づき運用を行っているところです。本要領におきましては、市ホームページに掲載する各課のコンテンツを適正に管理するため、各所属長をホームページ情報管理者と定めております。ページの公表時期は、ホームページ情報管理者が行事等の募集期間、実施期間を考慮し掲載期間を定め、情報の掲載、更新、削除などを行うことと規定しております。これは公表の期間等を含め、行事などの事業の特性や募集内容に応じた対応を行うための規定ではありますが、過去の募集等を閲覧し、検証や確認をされたいという方への情報提供の観点も考慮しながら、公表の期間を定めていくようホームページ情報管理者へ周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、本市ではホームページ以外のSNSとして公式LINE、X（旧ツイッター）、フェイスブック、ユーチューブを管理・運営しているところであります。これらのSNSは、太宰府市ソーシャルメディア公式アカウントに関するガイドラインに基づき運用を行っており、本市の各種行事の周知や渇水状況など、時節に即した注意喚起や情報を主に発信しております。

また、LINEではリッチメニューを配置し、まほろば号時刻表や公共施設予約システムなど、必要に応じて市ホームページへのアクセスを可能とすることで、SNSの有効な活用を図っており、また、交通情報案内システムや観光ウェブサイトなどのメニューを設けることにより、来訪者の方にもご利用いただけるような環境を整えているところです。これに加え、昨年度より、検診予約システムやのるーと太宰府の利用アプリとの連携も開始し、本年7月にはリッチメニューの見直しを行うことで、より利用しやすい公式LINEの運用を予定しております。

なお、本市ふるさと納税については、令和7年度より、Instagramを活用しふるさと納税返礼品などの魅力を広く発信しております。また、若年層や観光客の方向けとしましては、太宰府観光協会がInstagramを活用し、太宰府市の魅力を発信いただいているところであります。Instagramやティックトックを活用する上で重要となってくるものが、新しい情報の即時発信と継続した発信であります。本市には太宰府天満宮をはじめ、観世音寺、竈門神社など多くの観光資源があり、本市がInstagramなどで情報発信の上では関係各所との調整を図り、観光資源を十分に活用した魅力ある情報をスムーズに発信するための体制や仕組みづくりが重要であると考えております。

市内外の若年層から高齢者の方まで、広く有効な情報発信を行っていくためのツールの1つとして、今後も継続してInstagramなどを含めたSNSの活用についての本市に適したルールづくり、管理運営方法などの調査研究を行ってまいります。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、1項目めから順番に気になったところをお伺いしたいと思いますが、まず最初のほうのご説明で、令和3年にホームページの大幅なリニューアルをされたというふうなご回答が

ありましたが、大幅なリニューアルから大体5年ぐらいが今経過している状況かと思われますが、今後のホームページの大幅なリニューアル等の予定があれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） リニューアルについてですが、まずは今年度中に現在予定しておりますリニューアルですが、先ほど申し上げましたとおり、観光や文化財に特化した特設サイトにつきましては、トップページからのリンクを分かりやすくするよう検討を進めているところでありますので、調整がつき次第まず変更を行いたいと考えておるところでございます。

また、次年度以降等に関しましては、ホームページの大幅なリニューアルにつきましては、市内外の多くの利用者がある本市のホームページの特性からも、利用者の視点に立ったホームページ運営を行うためのデザイン見直しや機能追加などにつきまして、その内容や実施時期、費用対効果など、様々な観点から調査研究のほうを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ということは、デザインとか機能についてはまだリニューアルの予定は、調査研究はされてるけど今のところ未定という判断でよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今年度行うもの以外につきましては、お見込みのとおりでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。分かりました。

あと、1項目めの質問の中で、ホームページのアクセスの解析についてお伺いしてたので、もう少し深く伺ってみたいんですけども、令和7年度のホームページのアクセス数が約62万件ということだったんですけども、このうち本市とそうでない国内の方と、外国の方と、その辺というのはデータがあったりするものでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） アクセス解析の結果についてなんですが、先ほどご回答いたしたとおりになるんですが、本市のホームページを訪問したユーザーの地域属性、こちらは市内の方はもとより、福岡市や筑紫野市という県内からのアクセスに加え、大阪府や東京都など遠方の方からのアクセスも多く見受けられておるところでございます。国外では中国、アメリカ、シンガポール、台湾からのアクセスが多い結果が見られます。

割合としましては、国内は市内からが約14%、市外が約67%、地域不明が約19%になっておりまして、国外が約4.3%となっております。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

思った以上に市内の方じゃない方がホームページを見られてるんだなというのが、今お話を伺ってちょっと自分としてもびっくりしているところなんですけども、ホームページというのは多分市内の方の住民サービスと、それから市外の方へのアピールと両面あると思いますので、まずはホームページの利便性について市民目線で市民向けのことをいろいろ伺っていきたいなと思います。

その上で、市のホームページについて、先ほど市のホームページの利用についてのアンケート結果というところで、情報について、それから分かりやすさについてと検索時間について、それぞれお答えいただいたと思いますけども、それについて市としては使い勝手についてどのような認識とか見解をお持ちかもう一度お聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどお答えしたとおりでございますが、議員ご指摘のとおり、先ほどお伝えしましたとおり、皆様それぞれご意見のほうをいただいておりますことから、ホームページの利便性についてさらに高めていく必要性も感じているところでございます。具体的には、先ほどもお答えしたとおりであります。今年度中には観光や文化財に特化した特設サイトにつきましては、トップページからのリンクを分かりやすくするよう検討を進めているところでございます。また、言葉の硬さや「組織で探す」の検索がしにくいなどの点につきましても調査研究を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、市長にも伺ってみたいんですけども、市長は業務でホームページというのはどの程度利用されますか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 毎日というわけではございませんが、必要に応じて内容を確認しております。特に、最近の新着情報とかその辺り、そして、また災害等の情報は特に確認するようにはしております。また、今現時点におきまして災害は出ておりませんが、緊急事態といえますか、以前から渇水で市民の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、渇水の情報とかそういったところ、どういうふうな情報発信を常日頃やっているかということは気にしております。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、もしよければ市長からもう少しこの辺使いやすくなったらいいなとか、その辺があればお伺いしてみたいですがいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほど、担当部長のほうからもいろいろ回答させていただきました。多くの方々は、大体の方々は使いやすいとか普通という意見の方が多いんですけど、やはりでもまだ

若干探しにくいとかいうご意見もありますので、そういったご意見もやっぱり参照しながら、より使いやすいホームページに改修していったほうがいいかなと思っております。先ほど、総務部長申し上げましたけど、まずは文化財情報、観光情報についてはすぐに分かりやすくということで改修を予定しております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

加えて、自分から 1 点提案があるんですけども、市長が先ほど新着情報とかそれから防災について見られてるという話だったんですけども、自分も市長と同じく大体市のホームページを開けたら結構新着情報に飛ぶことが多いんですけども、多くの市だと、新着情報ってホームページの一番最初の画面に出ることが多いかなと思うんですけども、本市ですと一旦新着情報を押さないと新着情報に飛べない、もしくは防災も一旦防災のところにしないと見れないというのがありますので、よければその辺トップページのほうに追加していただいて、できるだけ市民の皆様が新着情報にすぐたどり着けるような感じでホームページをつくっていただければ分かりやすくなるかなと思います。

利便性についてもう少し伺ってみたいんですけども、先ほど市民の皆様からのアンケートで情報が足りない、分かりにくい、時間がかかったという意見があるというのは、割合はお伺いしたんですけども、この内容について具体的には確認とかはされているのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらにつきましては、アクセス解析によって集めた情報になっておりますので、今現在は先ほど申し上げた内容のまず情報ということでこちらのほうを持ち合わせておるというところになっております。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。もしこの辺とかも分かるようでしたら、今後調査研究していただけるといいかなと思います。

2 項目めに移りたいと思います。

ホームページの利便性向上というところで、これはもしかすると我々議員とかよくホームページとかですごく市の情報をチェックされてるような方のほうが気になる内容ではないかなと、のほうがよく気になる内容になるのかなというふうには思われるんですけども、本市のホームページについて様々な情報が結構すぐ消えてしまう傾向にあるんじゃないかなというふうに感じております。

例えば、今年の 1 月の臨時会のときだったと思いますけども、とびうめアリーナの指定管理者の入札について議員のほうで質問をするときに、どういった入札条件だったかなと思って確認をしようと思って調べたら、もうページが消えていて条件が出てこなかったりとか、もう少しホームページに掲載をしておいていただけると分かりやすいのになと思う情報が多々あった

ります。

そこで、私からの提案なんですけども、できればこのホームページの掲載期間について先ほども申したように、公文書のような形で重要度に応じて例えば1年とか3年とか5年とか残すような、そういったことをルールづくりを考えていただきたいと思うのですけども、もしかすると、ただページを消していることについては消すだけの理由があるかなというふうにも感じますので、もしこのホームページのページというんですか。掲載期間とか募集期間が終了したページを消すことに対してデメリットがあれば、その辺のデメリットをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、先ほど回答いたしましたとおり、本市ではホームページの円滑な運営や利便性の向上を目的とした太宰府市公式ホームページ運用管理要領に基づき運用を行っているところであります。議員おっしゃられる掲載期間の関係についてなんですけれども、例えば各ページの掲載期間を延長することで発生するデメリットにつきましては、まず必要な情報が古い情報に埋もれる検索動線の悪化、そういったものや、誤った情報への案内につながるリスク、その他、市の公式情報が更新されない印象を与えることによる信頼性の低下、そしてサーバー負担やページ管理などの運用コスト増などが考えられるところではあります。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

確かにそうですね、検索をしたときに、例えば今だったら自分が先日エアコンの補助金の件で気になったので、G o o g l eのほうで「エアコン、補助金 太宰府」と検索したら、本年度とそれから昨年度と両方出てきて、一瞬どっちなんだろうとなったんですけども、ただしっかりとやっぱり昨年度のほうは募集終了みたいな文言が書かれておったので、その辺で全然困ることもなく本年度のほうにたどり着いたようなこともありましたので、そういった形で何かしら工夫を行いながら、できるだけ掲載期間を延ばす検討をしていただきたいと思います。

3項目めに移らせていただきます。

3項目め、ホームページ以外のSNSの活用についてなんですけども、ここからは市内の方というよりは市外とか観光に訪れる方に関するアピールとかについて伺ってみたいと思います。

先ほどもお伺いしたとおり、市内の方が太宰府市のホームページを利用する割合が約14%ということで、ほかの多くの方は実は太宰府市のホームページ、市内以外の方が太宰府市のホームページを見られている現状があるかなと思います。本市は観光都市でもありますので、様々な観光に関わること、文化財に関わることで多くの情報を得るために、太宰府市のホームページを見に来られてる方がいらっしゃるかなと思いますけども、それについてまず確認で、本市が現在運営しているSNS、それから今後活用を検討されているSNSをお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、本市として運営しているSNSにつきましては、市公式としましてはLINE、X（旧ツイッター）ですね、フェイスブック、ユーチューブでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

今後予定しているものとかはあるでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどご回答いたしましたところでございますが、インスタグラムやさらにティックトックなどを活用する上で重要となってくるものが、やはり新しい情報の即時発信と、もう一つ継続した発信、こういったものが考えられるところでございますが、こういったものを実際活用していくためにはしっかりとルールづくり、管理・運営方法等をしっかりまとめなければいけないかなと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ということは、今のところほかのSNSについては特に運用は検討されてなくて、その一歩手前の段階でどうやって運用していくかというルールづくりを頑張っておられるということなのかなと思いますが、そういう感じの認識でよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今議員おっしゃっていただいたように、今現在ルールづくりや管理・運営方法等の調査研究を行っておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） その上で少しお尋ねしたいんですけども、本市の今活用されているツイッターであつたりとかフェイスブックであつたりとかの中の人というんですかね、管理人というのは選任されているのでしょうか。というのが、最近のSNSの傾向としましては、結構やっぱり中の人が決まっていて、アカウントの自我というんですかね、何となくキャラクター性があるようなないような感じのところですごく人気が出ているようなアカウントも多いかなというふうに感じますけども、本市としましてはどのような形で投稿されているかお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 本市のSNS運営の担当部署は、総務部経営企画課広報広報係となっております、投稿の内容につきましては、情報発信元の担当課で作成しており、投稿の操作は経営企画課職員で行っておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ということは、いろんな部署から上がってきた情報を、広聴広報のほうでXとかいろんなSNSに投稿されているということですね。分かりました。できれば、今後、太宰府市のSNSをさらに発展させるためにも、専任で誰かしら担当するような方を決めていただいたほうがいいのかなというふうに今ちょっとお話を伺って感じました。

また、SNSについてなんですけども、現在太宰府市ではInstagramというのが調べてみたら、ふるさと納税のみでしかまだ活用されていないということだったんですけども、先日包括連携協定を結ばれた明日香村があったと思うんですけども、明日香村って自分あんまりイメージがなかったので、明日香村ってどんな町だろうと。明日香村と聞いたらキトラ古墳ぐらいのイメージしかなかったから、どんな村なんだろうと思ひまして、それこそGoogleとかで調べてみたところ、非常に魅力的な史跡の発信をInstagramでされておりました。

本市としましては、文化財というキラーコンテンツが存在しますし、ホームページの利用者としても結構やはり観光客とか市外の方が多く利用されているという現状を見ましたら、やはり明日香村のような形で日本の古代の西の都を発信するような魅力的なInstagramをぜひとも検討していただければと思います。ということなんですけども、そんな感じで検討をお願いいたします。

ということで、時間が無いので2件目に移ります。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、第2次太宰府市観光推進基本計画は令和6年3月に策定し、住む人も訪れる人も共に慶びをわかちあえるまちづくりを目指した5つの基本戦略を定め、観光施策を推進しているところであります。

ご質問の進捗状況につきましては、太宰府観光の主要関係団体等により構成しております太宰府ブランド創造協議会と共に、各基本戦略における施策におきましては、年次計画に基づき着実に推進していることを確認しております。さらに、具体的な行動の方針を定めたアクションプランを令和7年度末に作成し、効果的な事業を進めていく予定といたしております。

また、大宰府政庁跡周辺エリアへの回遊性の向上につきましては、本市の観光が太宰府天満宮への参拝を主目的とする目的型来訪、通過型の傾向を持つという構造的な特性があり、太宰府天満宮周辺エリアから大宰府政庁跡エリアの回遊促進については、太宰府観光の長年の課題であります。

令和6年度の実施状況といたしましては、太宰府館、大宰府展示館、文化ふれあい館、水城館の4館を周遊するスタンプラリーの造成・実施や、地域事業者とともに連携し体験型コンテンツを造成いたしました。令和7年度は、太宰府観光協会と連携し教育旅行向けの学生ガイドコンテンツを造成しております。引き続き、観光協会をはじめ地域の方々や事業者などと連携して、中長期的な視点で着実に取り組むことにより回遊性の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、DMOにつきましては、地域の多様な関係者と連携しながら、観光戦略の立案やマーケティング、観光資源の活用、観光地域づくりのマネジメントを担う組織であり、第2次太宰府市観光推進基本計画において、DMOを含む自立型地域観光の組織体制の検討を掲げております。本市は、太宰府天満宮をはじめとする豊富な歴史、文化資源を有し、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市であり、観光に関する団体も多く存在しております。今後、行政だけではなく多様な主体が連携しながら、持続可能な観光地づくりを進めていくことが重要であると考えております。

現在の検討状況でございますが、昨年度、太宰府ブランド創造協議会において、情報共有や意見交換を行いながら、本市に求められる観光マネジメント機能や組織体制の在り方について研究検討いたしました。マネジメント体制の構築には、その中核を担う観光協会の機能強化が必要であり、昨年度より地域DMC事業を進めております。

今後につきましては、本市の実情や既存団体との役割分担を踏まえながら、持続可能な観光地づくりに向けた体制の構築について検討してまいります。

次に、3項目めについてですが、令和6年11月18日から令和7年3月31日までの期間で実施をいたしました太宰府市史跡地内フードトラック社会実証実験では、8事業者が公募により参加され、特別史跡大宰府跡の政庁地区多目的広場に89回、客館地区の多目的広場に3回、特別史跡水城跡の第2駐車場に3回の合計95回の出店が行われました。

結果の総括であります。出店事業者のアンケートでは、イベント時など特定の条件下では可能性があるものの、平常時の出店では売上げが伸び悩むという採算性に関する課題が報告されております。また、利用者アンケートでは、史跡での飲食提供を求める声が84%、利用満足度は94%という結果で、史跡を訪れるきっかけになったとの肯定的な意見をいただいた一方で、出店に伴う駐車スペースの減少といった運営面での課題も確認されました。

こうしたことから、今回の社会実験では利用者の需要が確認できた反面、事業の継続性や周辺の環境への影響といった検討すべき複数の課題が明らかになったと認識いたしております。今後につきましても、史跡地におけるフードトラック等の出店の是非も含め、令和6年度に策定されました特別史跡大宰府跡基本整備計画に大宰府跡の先進的多用途活用の推進の方向性が示されておりますので、今後進めてまいります大宰府跡の整備の中で、史跡や環境に配慮した形で実施できるよう検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） 答弁ありがとうございます。

まず、第2次太宰府市観光基本推進計画の状況について、もう少し詳しく伺いたいなと思うんですけども、まず本計画が今年で3年目というところで、何かしらの修正とか見直し等、考えておられるところがありましたら教えてください。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） ご質問の観光基本推進計画につきましては、太宰府市の観光推進基本計画策定協議会で協議を重ね、パブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見も反映させて策定をいたしておりますので、現時点で計画の見直しにつきましては予定いたしておらない状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

今後もこの計画に従って観光計画を進めていただけたらと思います。

その上で、本計画の基本戦略の1、観光コンテンツの開発と磨き上げというところで、回遊性の向上とそれから滞在時間増、リピーター増につなげるための年次計画が示されているかと思えます。本市の観光について、回遊性の向上というのは長年の課題であるかと思われますけれども、この計画の1年目、2年目でまず回遊性のルート案の試しとか新規のルートの検討、それから体験型コンテンツの検討を行って、本年度、3年目から回遊性ルートの整備、観光案内、マップ作成、あとそれからサイン等への反映体験型コンテンツの開始案内を行うと記載されますけれども、具体的に本計画によって本市が創生したコンテンツ等あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） これまでに、NPO法人歩かね太宰府へ太宰府まち歩き事業の委託とか、先ほど申しましたけど太宰府館、大宰府展示館、文化ふれあい館、水城館の4館周遊のスタンプラリー等を実施いたしてまいりました。さらに、令和6年度には、地域の事業者様とともにインバウンド向けの観光コンテンツを造成いたしております。現在、継続して実施しております4館周遊スタンプラリーにつきましては、実施後の来館者数も全体的に増加しておりますので、一定の効果はあったかなというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、もし数字があればなんですけれども、このスタンプラリーはどれぐらいの方が利用されていたでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 申し訳ありません。スタンプラリーの数字は持ち合わせていないんですけれども、来館者数が大宰府展示館におきましては前年度と比べて112%ですね、水城館につきましては116%、文化ふれあい館は98%、太宰府館につきましては109%という数字が出ております。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

少し増えたということで、スタンプラリーやってよかったかなと思いますけれども、まだまだやはり観光客の皆様が回遊性が上がっていないように感じますので、引き続きいろいろな施策

を検討していただけたらと思います。

その上で、この施策を検討するに当たって、昨年の6月に太宰府市議会のほうから、太宰府市の史跡地活用に関わる要望書というので6項目要望を上げたかと思いますが、こちらについてはその後どうなったか、もし分かれば教えていただけないでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 資料を持ち合わせてなくて、要望のほう今持ち合わせてなくて、内容を把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 昨年6月16日付で史跡地活用調査研究特別委員会で提出されました要望書におきましては、史跡地の利用規則や利用料金を明確にして公表するように要望が上がっておりまして、その分につきましては今後検討していくように考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

引き続き、史跡地の様々な回遊性の向上とか活用というところで検討していただけたらと思います。

史跡地の活用というところで、2項目めに移りたいと思いますけれども、さすがに史跡地を活用していく上で行政だけではなくて民間の力も借りることで、史跡地といいますか本市の様々な回遊性の向上に関わるような魅力づくりができたかなと個人的に思います。その上で、先ほども答弁の中でご紹介したんですけれども、福津市では本市と似たような形で宮地嶽神社に観光客が来られまして、松ヶ枝餅を食べてそのまま帰ってしまうという事象が長年の課題となっていたそうです。そこで、DMOとして一般社団法人ひかりのみちDMO福津という一般社団法人の方が、食とそれから絶景という形で統一したブランドをつくりまして、市内の周遊観光を促進しているというふうな現状があります。

本市でも、先ほどDMCを進めているというふうなご答弁があったかと思いますが、DMOについてはどんな感じなんでしょうか。改めて教えていただけると。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 今現在、観光協会のほうでDMC事業のほうを進めていただいている状況でございます。DMOにつきましては、今ブランド創造協議会の中でマネジメント機能や組織体制の在り方について研究検討を進めている状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

先ほどからずっと言っている、第2次太宰府市観光推進基本計画の中にもDMOというのが取り上げられておりますので、引き続き様々な調査研究をしていただければなというふうに思います。

その上で、本市の史跡地の様々な新たな観光コンテンツをつくるというところで、3項目めに移らせていただきます。

令和6年度にフードトラックの社会実験が実施されたかと思います。ご答弁の中でもありましたし、昨年の橋本議員の一般質問からも、大体フードトラックについて利用者がおよそ政庁跡と水城跡は日に20人ぐらいで、客単価も700円ぐらいということの結果が上がっておりまして、さすがに継続的にイベントとかのないような状況では、フードトラックを継続的に出店するのは厳しいかなと。先ほどもおっしゃられてたように、特定の条件下のみでやっぱり実施したほうがいいというふうなことを事業者の方々も思われているかなと思います。

そこで、フードトラックを使った新たな取組といたしまして、史跡地において例えばマルシェであったりとか、それからナイトマーケットであったりとか、そのようなイベントをしてみたいかかなと思いますけども、こういったマルシェとかナイトマーケットの実現可能性について伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 私のほうから回答させていただきます。

市が所有する史跡地内でマルシェ等のイベントを開催するご相談があった場合は、現状変更許可申請や行政財産の使用許可申請などの手続についてご説明をさせていただいているようになります。その際に、具体的に内容を確認させていただいて、史跡を傷めることがなくかつ史跡の周知、魅力の発信等、価値の向上につながる内容で、史跡や行政財産の利用として適切であるかどうかを判断させていただいて判定をしているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、そういった申込みをするときの史跡地変更届でしたか、以外の一般的な例えば申込みをするためのルールブックであったりとか、マルシェとかイベントに特化したような申込用紙というのはないんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 一般的なルールに関しましては、市のホームページに大宰府政庁跡の利用のルールとよくある質問という表題で掲載をしております。ほかの史跡の利用につきましても、このルールを準用する形となっておりますが、イベントやマルシェといった活用についてはまだ事例も多くないことから、個別に審査、対応している状況でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。例えば、政庁跡であったりとか、客館跡であったりとか。結構一般的に広い土地があって、人も割と集まってきて駐車場もあるようなところであったりとか、駅の近くであったりとかするところであれば、きっとそういったナイトマー

ケットであったり、マルシェであったり、やりたいと思われる事業者は多いかなというふうに思います。

一方で、この市のホームページを見ても、マルシェでやれるかどうか分からない、そういう手引きが載っていないという現状があるのでしたら、やりたいなと思って、何となくできないのかなと思って問合せすらしなくてあまりマルシェとかに活用しようと思われないような現状もあるかなと思います。今後、もし市としてマルシェとかナイトマーケットを全然やってもいいですよと、ウェルカムですよというふうなお考えがあるのであれば、手続のガイドラインとか、それ用のフォーマットとかもつくっていただけたらうれしいなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 史跡地内でイベントを実施する場合なんですが、史跡を保護することが大前提となっておりますので、文化財保護法の125条に基づいた現状変更許可申請の手続が必要となります。また、行政財産の目的外利用となることから、行政財産使用許可申請も併せて提出をいただいているところでございます。これは繰り返しになりますが、イベントの利用に関する依頼があった場合は、他の史跡見学者への十分な配慮等なされているか、史跡を傷めることがなく、かつ史跡の周知、魅力の発信、価値の向上に資する内容かどうかを判断させていただいて、確認をしてるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

史跡地だけですとやっぱりなかなか観光客の方も来にくいかなと思いますけれども、史跡プラス何かしらイベントっていうのがあったら史跡地のほうに来るような動機づけにもなりますし、そうやって来てもらうことで、史跡地を皆さんにもっと知ってもらいいい機会がつかれるかなと思いますので、ぜひ、ナイトマーケット等できるように前向きにルールづくりを検討していただけたらと思います。

ということで、少し答弁をまとめますけれども、本市には西の都として世界に誇れる史跡が数多く存在しております。一方で、観光で本市を訪れる方々の多くは竈門神社とか天満宮とかを参拝されたら、ほかの史跡には寄らずにまっすぐ帰ってしまい、観光客の回遊性がなかなか向上しないという長年の課題も本市にはあったかと思われます。

そこで回遊性を向上させるために、本日質問いたしました史跡地が持つ本来の魅力を世界に発信するようなインスタグラムをはじめとする各種のSNSの活用であったり、DMOの活用の検討であったり、また、先ほど申した史跡地におけるマルシェやナイトマーケットを開催して、史跡地の知名度向上、それから魅力の発信について改めて本市として検討を行っていただけたらと思います。

最後に、本日の答弁を通して、もしよかったら、市の観光に関しての回遊性の向上に対する取組について、市長の思いであったりとか、今後のビジョンとかを伺ってから、私の答弁は終

わろうと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ありがとうございます。ご質問いただきまして、そして、本市の本当に長年の課題であります観光といいますか、周遊です、私も実は以前、観光の部署に在籍しておりました。できるだけ多くの方々にこの太宰市内を回っていただきたいという思いは本当に人一倍強いというふうに思っております。

実は個人的なことですが、もう10年以上前から、実は私、水城でコスモスと菜の花、あちらのほう、ボランティアの人たちと一緒にやっておりまして、それはやはり水城のほうにも多くの方々にやっぱり来ていただきたいと。本当に菜の花とコスモスの時期だけなんですけれども、それでもその時期には、本当にたくさんの方々が来ていただいております。私はそこに来ていただいた方々が家族の方であれ、いろんな方がそこで楽しんでいただいているその風景を見るのが、それが私のやりがいといいますか、生きがいなんです。

そのために、私は個人的にボランティアといいますか、やってはいるんですけど、それに限らず私個人の考えですけど、やはり政庁跡、そして観世音寺、多くの方々に来ていただきたいという思いはございます。

本当に今、議員がおっしゃったように、これだけすばらしい物と言ったらいけませんね。この財産、宝が太宰府にありますので、そういった宝をやっぱより多くの方々に触れて、見て感じていただいて帰っていただきたいなという思いは持っておりますので、今後とも、多くの方々に回っていただけるような施策ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。水城跡のコスモス、それから桜の時期の菜の花もそうかと思うんですけど、私、写真が好きで、本当に個人的な話になるんですけども、よく撮りに行ったりとか。それこそ前回の議会だよりのトップの写真とかもあそこで撮らせていただいて、本当に美しい景色が広がっているなというふうに感じましたし、そういった魅力が本市にもあるんだということが多くの方々に伝わればいいなと、市長の答弁を聞いて改めて感じましたし、そういった発信を今後とも続けていただいて、回遊性の向上につなげていただけたらなと思います。

これで自分からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員の一般質問は終わりました。ここで16時まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 4 時00分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番川口親丸議員の一般質問を許可します。

○5番（川口親丸議員）　ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、3件質問いたします。

1点目は、若者や子育て世代が住み続けられる住宅支援についてです。

太宰府市は第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる太宰府市続まちづくりビジョンにおいて、将来にわたって活力ある社会を実現していくための取組を進めるとしています。さらにその中では、こどもまんなかの施策展開を柱の一つとし、子育て世代の増加を促し、本市の自立持続可能性を高めるという方向性も示されています。

一方で、若者や子育て世代にとって住まいの問題は非常に大きな課題です。結婚、出産、子育て、転職など、人生の節目において家賃や住宅取得の負担が重ければ、住みたいまちであっても住み続けることが難しくなります。国の新たな住生活基本計画の概要でも、若年世帯や子育て世代が希望する住まいを確保できる社会の実現、子育てしやすい居住環境の充実などが方向性として示されています。本市が子育てしやすいまち、若者が戻ってこられるまちを目指すのであれば、住まいへの支援は、特に重要な政策分野として位置づける必要があると考えます。

そこで3点伺います。1項目め、市営住宅の現状について。2項目め、住宅支援等住宅政策の現状について。3項目め、今後の若者や子育て世代への住宅支援に関する方針について伺います。

次に、2件目は、児童・生徒の通学時における荷物負担の軽減についてです。近年、教科書やノートに加え、タブレット端末、部活動用具、水筒、体操服、給食関係の持ち物など、児童・生徒が通学時に持ち運ぶ荷物は多くなっています。保護者の方からも、ランドセルや通学かばんが重過ぎるのではないかと。特に小学校低学年の子どもには負担が大きいのではないかとという声を伺います。文部科学省は、平成30年に児童・生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡を発出し、教科書や教材、学用品、体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないとの懸念や、保護者等から配慮を求める声があることを踏まえ、各学校で工夫するよう求めています。

荷物を軽くすることは、単に負担が減り楽になるという話ではなく、子どもの健康、安全、そして、毎日の登下校への安心につながる大切な取組です。タブレット端末の活用が進む中、持ち帰るものが増えていないか。教科書や副教材の持ち帰りについて学校ごとの差がないか、実態を丁寧に把握する必要があると考えます。

そこで3点伺います。

1項目め、児童・生徒の通学時の荷物負担に関する実態把握について。2項目め、タブレット端末や教科書等の持ち帰りに関する方針について。3項目め、教科書などを学校に置いておく、いわゆる置き勉など、荷物負担軽減策の取組について伺います。

3件目は、物価高騰における市民生活支援についてです。

長引く物価高騰により、食料品、光熱費、日用品など生活に欠かせない費用が上がり続けて

います。総務省の消費者物価指数では、2026年4月の生鮮食品を除く総合指数の前年同月比上昇率は1.4%とされ、特にエネルギーや食料の動きが市民生活に影響を与えています。

また、帝国データバンクの調査では、2026年6月の飲食料品の値上げは1,078品目、値上げ1回当たりの平均値上げ率は月平均14%、2026年通年の値上げ品目総数は、1月から10月までの判明分で9,361品目、6月中にも調査を開始した2022年から5年連続となる年間1万品目突破が判明する見通しとのことです。

日々の買物の中で市民が負担を感じやすい状況が長らく続いています。私も市民の方から、また食料品が高くなったから、おかずを一品減らした。電気代が不安。年金や給料が物価に追いつかないといった声を伺います。

物価高への対応は、市民に最も近い基礎自治体として、生活実感をどのように受け止め、必要な支援につなげていくかが問われていると考えます。

そこで3点伺います。

1項目め、物価高騰による市民生活への影響を市はどう認識しているのか、2項目め、今後の市民生活の支援に関する方針について、3項目め、市民の声を把握し、必要な施策につなげる仕組みについて伺います。

以上、ご回答をよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1件目についてご回答いたします。

まず1項目めについてですが、現在、市内には朱雀市営住宅、般若寺市営住宅及び鉾ノ浦市営住宅の三つの市営住宅がございます。戸数はそれぞれ12戸、計36戸ございまして、市民の住まいの安定を図るために提供しております。入居資格については、本市に1年以上住所を有し、かつ住民基本台帳に登録され、一定の収入を満たさない方を対象としており、障がいをお持ちの方やDV被害者の方などは、条件の一部が緩和されます。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、本市では移住定住戦略として、子育て世代をはじめ、全世代が居場所と出番を持てる本市ならではの心温まるまちづくりを目指して取組を進めてまいりました。若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保しやすい環境を整備することは、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境が充実し、本市の持続可能なまちづくりの実現にとって重要であると認識しております。

その一つとして、木造戸建て住宅の耐震性向上をはじめ、省エネルギー性能の向上や、耐震シェルター等の設置、住宅の除去、解体などに対し木造戸建て住宅性能向上改修等補助を行うほか、高齢者や障がい者の負担軽減のための改修費用の助成や、地球温暖化対策に関連する住宅設備の補助など、多様な分野で市民の安全、快適な暮らしを支える住宅に係る施策に取り組んでまいりました。

また、地震によるブロック塀等の倒壊被害をなくするため、道路に面する特に危険なブロック塀等の撤去に対し、ブロック塀等撤去促進事業補助を行うことで、子どもたちの通学路をはじめ地域全体の安全を守り、子育て世代が安心して暮らせる地域づくりを推進しております。ほかにも空き家等の問題の解決に向け、令和2年3月に、太宰府市空き家等対策計画を策定し、空き家等の予防・管理・流通・活用を促進する取組も進めてまいりました。

また、関係機関や関係団体との連携を強化するため、これまでに公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会及び福岡県筑紫野警察署、一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会、福岡県司法書士会、行政書士会と、空き家等に関する協定を締結し、専門家など関係機関との連携により、空き家に関する様々な相談や空き家の発生を未然に防止する取組を進めており、問題のある空き家等の把握件数は年々減少し、一定の成果を上げているところであります。

次に、3項目めについてですが、議員ご指摘のように、若者や子育て世代が希望する住まいを確保できる社会の実現は、国における新たな住生活基本計画でも示されております。

また、昨年10月1日に公表した太宰府市立地適正化計画におきましても、居住に関する誘導政策の方向性として移住定住人口の増加に向けた全世帯が望む住環境の整備や、空き家をはじめとする住宅ストックの活用に向けて、活用が想定される制度等もお示ししているところです。

これまでの取組におきましても、空き家等に関連する住まい探しや住まいの活用などの様々な相談に対して、各種団体と連携して対応しておりますが、今後は若者や子育て世代等の住宅支援としての空き家等をはじめとする住宅ストック等のさらなる活用につきましても、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございました。

まず1項目めの市営住宅の現状について確認をさせていただきます。今、ご答弁の中で三つの市営住宅がございまして、戸数が計36戸ということでありがとうございました。そうしましたら、本市の市営住宅の改めまして入居率、及び福岡県住宅供給公社の賃貸住宅について団地数、戸数、入居率を伺います。お願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 市営住宅につきましては、今年度5月末時点で団地数は3棟、戸数は36戸、入居戸数33戸で91.7%の入居率でございます。

公社の賃貸住宅につきましては、今年度5月末時点で団地数は6棟、戸数は166戸、入居戸数は121戸で、72.9%の入居率でございまして、空室のうち5戸が補修工事中とのことでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

確認なんです、その市営住宅の36戸中33戸が入居されて3つ残ってるということですが、これは何か今新たに改修とかされているわけではなく、ただただ空いているという状況でしょ

うか。確認です。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらの3戸につきましては、今現在、修繕が必要な部屋及び緊急避難受入れのための空き部屋となっておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。進みます。

ということは、市のホームページを確認させていただきましたところ、市営住宅の定期的な募集は行っていないと。入居者募集は空室が生じた場合に行いますので、募集時期は不定期となりますとされていますけれども、今は、満室扱いというか、そういったことで間違いないでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 議員、お見込みのとおり、今現在、募集のほうは行っていないというところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

では、追加で聞きたいんですけれども、では、最後に募集を行ったのがいつか教えていただいてもよろしいですか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 最後に市営住宅募集を行ったのは、平成27年5月になります。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。平成27年ということなので、長らく満室扱い、もしくは満室だったということですね。

続きます。次に、公社賃貸住宅について伺います。直近の公社賃貸住宅の募集状況について、市で把握している範囲で募集戸数、応募件数を伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 公社におかれましては、先着順で入居申込みを受けておられるため、まず倍率はございません。令和7年度は22戸募集し、22戸入居されているとのことでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

続きまして、市営住宅、そして公社賃貸住宅の入居世帯について伺います。市営住宅、公社賃貸住宅に入居されている世帯について、高齢者世帯、単身世帯、子育て世帯など、世帯類型ごとの世帯数を教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今年度5月末時点で、市営住宅につきましては、65歳以上がいらっしゃる世帯は21戸で全体の63.6%、単身世帯は23戸で69.7%、18歳未満のお子様がいる子育て世帯は1戸で3%です。

公社賃貸住宅につきましては、60歳以上のみで構成される世帯が60戸で全体の50%、単身世帯は62戸で51.7%、子育て世帯は6戸で5%とのことでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

その後、年齢構成も聞こうかなと思ったんですけど、結構今答えていただいたので次に進みます。

では、近年、市営住宅ですとか、公社賃貸住宅に入居されるいわゆる子育て世代へは増えているのか減っているのか、その傾向を伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、市営住宅につきましては、令和5年4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯は5世帯でございましたが、今年度5月末時点では1世帯であることから減少しておるところでございます。

なお、公社賃貸住宅につきましては、今年度5月末時点で、子育て世帯が6世帯であるというところで、増えているとは言えない状況かと存じます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございました。

今ちょっと現状のデータを元に見させていただいてますが、では近隣自治体との比較もここで確認しておきたいと思います。近隣自治体の公開資料を基に、世帯数に対する市営住宅戸数を確認したところ、太宰府市は3万4,114世帯に対しまして、先ほども答えあります市営住宅36戸、1,000世帯当たり1.06戸となります。

一方、お隣の筑紫野市は4万9,655世帯に対しまして、334戸で約6.73戸、大野城市は4万8,608世帯に対して120戸で、約2.47戸となっており、太宰府市は近隣自治体と比べても市営住宅が限られている状況にあります。このいわゆる市営住宅ストックの少なさについて、市としてどのように認識されているのか伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 令和6年3月に、太宰府市公営住宅長寿命化計画を策定しておりまして、その中で、国土交通省より公表された住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムに基づき、要支援世帯数の推計、その世帯の受皿となる住宅数の推計を行っておりまして、ところでございます。

住宅数につきましては、市営住宅と民間賃貸住宅のうち、低廉な家賃、かつ一定の質が確保された住宅を対象としておりまして、推計の結果、要支援世帯数に対して、受皿住宅数の方が上回っているため、市営住宅の戸数につきましては現状維持する方針としておるところでございます。

います。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） 市営住宅についての私からの提案は3項目めで行わせていただきます。

続きまして、2項目め、住宅支援を含む住宅政策の現状について伺います。

本市には先ほどご答弁中にもあったと思いますけれども、改めてお願いします。市営住宅以外の市民の住まいを支援する制度としてどのようなものがあるか、伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどのご回答の中でも申し上げさせてもらいましたが、市民のお住まいに関する支援制度として、木造戸建て住宅の耐震性向上をはじめ、省エネルギー性能の向上や耐震シェルター等の設置、住宅の除去、解体などに対し、木造戸建て住宅性能向上改修等補助を行うほか、高齢者や障がい者の負担軽減のための改修費用助成や地球温暖化対策に関連する住宅設備の補助、さらに道路に面する特に危険なブロック塀等の除去撤去に対するブロック撤去促進事業補助など、多様な分野で市民の安全、快適な暮らしを支える住宅に係る施策を行っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございます。

数々あるということなんですけれども、どうやら若者子育て世代向けの新制度、住まいに関する支援制度はちょっと少なめなのかなという印象です。

しかし、若者子育て世代の定住促進を正面から目的とした住宅支援がなかなかあるとは言い切れない面があると思います。

一方で既存制度の中にも若者子育て世代の住宅支援に接続できるものがあるのかなと考えます。そこでお伺いします。既存の住宅関連支援制度を、若者子育て世代の定住促進という視点から整理し直して活用できるもの、拡充できるもの、新たに必要なものを検討するお考えがあるのか、伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 一つの具体的な例といたしましては、木造戸建て住宅性能向上改修等補助におきまして、こちらは昭和56年5月31日以前に建築または着工した市内の木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定されたものについて対象となる木造住宅の除去、解体の補助を行っておりますが、若者や子育て世代などが移住するために空き家を購入して解体する場合は同様に、若者や子育て世代などが相続により取得した木造住宅の除去、解体する場合にも活用が可能な制度となっております。これは一例でございますが、今後につきましても、若者世帯等の住宅に関する支援補助等を調査研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

私がちょっと調べましたところ、住居確保給付金の転居費用の補助というものがありまして、これが住替えです、いわゆる住替えに係る初期費用を礼金ですとか、仲介手数料とか、家賃債務保証料など、鍵交換費用など隔々に当たるまで大きな負担等の費用が対象になっているということで、こういったものがあると、やっぱりお子さんの出生や成長に伴って市内でより広い住宅へ住み替えようとする子育て世代にとってもありがたいことなのかなと思うんですけども、本市としてこの制度の考え方を参考にして、子育て世代が市内で住み替える際の初期費用を支援する市独自の制度を検討するお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほども申し上げましたが、若者や子育て世帯等への住宅支援につきましては、空き家等をはじめとする住宅のさらなる活用も含めまして、先進地の事例等そちらあたりにつきましても、調査研究をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

住替えの初期費用の補助というものを近隣の自治体でもちょっと調べてみました。豊中市、福岡市、新宿区などがあります。子どもの出生、成長、家族構成の変化に伴って、住まいが手狭となったときにより広い住まいを求めることになります。それが市外に出られるのではなくて、市内によりとどまってもらうための支援ということです。本市に落とし込めて考えますと、例えば、上限10万円程度から始めまして、ひとり親世帯ですとか、多子世帯には上乘せしたりとか、対象費用は仲介手数料とか、先ほど引っ越し費用とか、こうした制度設計も考えられるのではないかなと思います。これは要望にしますけれども、本市として、他自治体の事例も含めて、ぜひ調査研究をしていただきたく強くお願いをいたします。

次に、3 項目め、今後の若者や子育て世代への住宅支援に関する方針について伺います。

本市の人口ビジョンでは、20代前半において、進学や就職などを契機とした転出超過が課題として示されております。一方で、30代、40代では一定の増加や定住傾向も見られ、子育て世代や働き盛り世代にとって、本市が居住地として一定の魅力を持っていることも示されております。

また、市が公表する年度末年齢別人口データを確認いたしますと、15歳から39歳の人口は、平成25年3月末の2万973人から令和6年3月末では1万7270人となり、約10年で3,700人ほど減少しております。さらに20歳から39歳で見ますと、同じ期間に4,128人減少しております。こうした状況を踏まえますと、若者や子育て世代に選ばれ住み続けられるまちづくり、とりわけ住まいへの支援は重要な課題であると考えます。

ぜひ、ここは市長にお伺いしますが、市として若者や子育て世代への住宅支援を、今後の定住政策、子育て支援政策の一つとして重要な位置に位置づける考えがあるか、お伺いし

ます。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） この住宅政策のみならずですけど、やはり物価高騰もありましてなかなか住みづらいという生活しづらい苦しい状況が続いているような状況がございます。本市におきましては令和8年度、本年度でございますが、子育て世代の支援ということで、小・中学校の給食費について補助等を実施させていただいております。相当な金額がこちらのほうにもかかっておりますが、この住宅に限らずですけど、いろんな面で若い人たちに住んでいただけるようなそういうまちになってほしいというのはもちろん思っております。補助だけに限らず、若い人たちがこの地域に住みたくなるような、そういう魅力あるまち、そういうふうな施策を展開していかなければいけないんじゃないかなというふうに私個人としては思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

といいますのも、太宰府市、福岡都市圏というふうに言われますけれども、大都市である福岡市が現在人口増加も続いておりますが、福岡市の新たな将来人口推計では、総人口が2040年頃に約170万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされております。つまり福岡都市圏全体で見ましても、人口増加の恩恵を受けられる期間は無限ではないと考えるべきだと思います。太宰府市としても福岡市の人口増加が続いている今こそ、若者や子育て世代の受皿となる住宅政策を大胆に進めるべきではないでしょうか。これは要望にいたしますけれども、ぜひ、調査研究のほどよろしく願いいたします。

話が替わりますけれども、市営住宅に戻ります。市営住宅です、新たに建設するとなると、土地の確保ですとか、建設費、将来的な維持管理費など多額の費用が必要になります。一方で公営住宅制度には、自治体が民間賃貸住宅等を借り上げ、市営住宅として低廉な家賃で転貸する、いわゆる借り上げ公営住宅という手法もあります。住宅確保に困難を抱える市民、特に若者子育て世代を含む世帯への支援につながることも選択肢の一つではないかなと思います。

本市として先ほど来、空き家等の活用という話も聞いておりますけれども、それに加えて本市として借り上げ公営住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅支援について、他自治体の事例も含めて調査研究するお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 民間の賃貸物件を借り上げるメリットとしましては、市で新たに住宅を整備する手間をかけることなく、市営住宅の供給戸数を増やせること、建設費用が発生しないため、初期投資費用が抑えられることなどが考えられます。

また、逆にデメリットとしましては、市営住宅の運営上、行政でしかできない入居者への対応が求められること、委託に当たり、民間とのやり取りが発生し複雑になること、長期にわたり居住したくとも家主の都合で期限付の入居となることなどが考えられますので、民間の賃貸

物件借り上げにつきましては、現在のところ導入は行っていないというところでございます。

また、先ほど申し上げましたプログラムの中で、住宅数につきましては、市営住宅と民間賃貸住宅のうち低廉な家賃かつ一定数の件数が確保された住宅につきましては、推計の結果、要支援世帯数に対して受皿住宅数のほうが上回っているため、市営住宅は現状維持というところにしておりますので、この結果等を基にしますと、やはり民間の不動産業者などと連携を取りつつ、住宅ストックの活用を図っていくというところが今のところ考えられるところかなと考えております。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） 最後に要望をさせていただきます。

本市が若者や子育て世代に選ばれるまち、そして、一度市外に出た若者が戻ってこられるまちを目指すのであれば、住宅支援を子育て支援や移住定住政策の一部として明確に位置づける必要があると思います。本市においては、市営住宅整備だけでなく、民間賃貸住宅や公社賃貸住宅、空き家・中古住宅支援制度や既存制度の活用など複数の選択肢を組み合わせた住宅支援が必要でございます。

まずは若者子育て世代の住まいに関するニーズを把握しつつ、既存の住宅関連支援制度を、若者子育て世代の定住促進という視点から整理し直していただければと強くお願いをさせていただきます。その上で、活用できるもの、拡充できるもの、新たに必要なものを検討し、先ほどご答弁にありましたけれども、太宰府市ならではの住宅支援策につなげていくことを要望いたします。1 件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2 件目についてご回答いたします。

まず1 項目めについてですが、児童・生徒の通学時における荷物の重量化は、成長期の子どもの体への影響や通学時の安全確保の観点から、全国的にもこの太宰府市においても重要な課題と認識しております。現在、教科書やノートに加え、G I G A スクール構想のタブレット端末、大型化した水筒などがランドセルや通学かばんに入り、特に低学年児童には負担が大きいうち状況になっております。

こうした状況を受け、市教育委員会におきましては、市内小・中学校の通学時の荷物の持ち帰り状況について実態把握を行っております。各校の状況につきましては、日々の授業で使用する教科書やノートなどの学習用具につきましては、家庭学習で必ず使用するものを除き、基本的には学校の机やロッカーに、棚ですね、置いて帰る、いわゆる置き勉強を推奨しており、児童・生徒に過度な持ち帰りをさせていないということを確認しております。

次に、2 項目めについてですが、タブレットに関しては、各家庭での学習習慣の定着や I C T の日常的な活用を図るため、タブレット端末を自宅へ持ち帰る機会を設けております。タブレットは毎日持ち帰らせるのではなく、週に1 回から3 回程度にとどめております。一つの例として、週末の金曜日につきましては、上靴や体操服、図工の作品など、週末特有の荷物が多

くなる日であることを考慮して、この日にはタブレット端末の持ち帰りを控えるなど、曜日ごとの荷物の総量に配慮したきめ細やかな対応が行われております。

教科書など教材等の持ち帰りについては置いて帰ってよいものについては、年度当初にリストを配布し、児童・生徒に周知しています。家庭学習や宿題などの状況に応じて、必要なものを持ち帰るように指導し、過度な負担とならないように配慮をしております。

次に、3項目めについてですが、太宰府市の各小・中学校でも、国の通知を踏まえ、学校長や教職員が創意工夫を凝らし、児童・生徒の負担が軽減されるよう、例えば、週末や長期休暇の際には、必要な教材や学用品を計画的に整理する仕組みや教室内に教材専用の棚を整備して、置き勉をしやすい環境をつくるなどに取り組んでおります。

教育委員会としましては、荷物の軽量化は単純に減らせばよいというものではなく、家庭での学習習慣の定着や、学びのベストミックスを重視し、子どもたちが学習の連続性を保ちながら、負担軽減を図ることが重要と考えております。今後も、好事例を共有し、保護者や地域と連携し、安全で充実した学びの環境づくりに努めてまいります。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございました。私が気になったところも多数入っており大変ありがたいです。ありがとうございます。

では、なぜこういった実態の把握ということを考えるのかという話なんです。令和7年度の教科書協会の資料では、小学校の教科書ページ数は、平成17年度の4,857ページから令和6年度には、8,647ページへ1.8倍増加しております。中学校でも、平成18年度から令和7年度にかけて1.5倍に増加しています。また、教科書は、昔と比べて大判化しており、小学校では平成17年度にB5判が大半であったものが、現在ではA判やA4判の割合が大きくなっております。つまり教科書そのものが大きくかさばるようになってきております。

私自身、今、28歳で平成10年生まれなのですが、自分が小学生だった頃と比べても教科書の分量や大きさはかなり変わってきていると痛感します。さらに教科書に加えて資料集、ワーク、問題集プリント類、タブレット端末、水筒、体操服など、児童・生徒が持ち運ぶものは多様化しております。

また、2025年に行われた小学校1年生から3年生と保護者1,200組を対象にした民間調査では、教科書を入れた状態のランドセルの平均重量は約3.9キログラムとされ、小学生の90.4%がランドセルを重いと感じているとの結果があります。

さらにここで重要なのは、荷物の重さが単に何キログラムかという絶対的な重さではなく、お子さんの体重に対してどれくらいの割合なのかという視点も大事です。令和6年度学校保健統計によれば、小学校低学年の体重はおおむね20キログラム台前半から後半です。仮に4キログラム前後の荷物であっても、体重に対して15%から20%近くに相当します。また、平成30年に衆議院に提出された教科書の重量化問題に関する質問主意書では、当時大正大学教授であられた白土健氏による実測例として、小学校1年生から3年生、20人のランドセルの重さを測っ

たところ、なんと最高で9.7キログラムを最も軽くて5.7キログラム、平均で7.7キログラムであったとされています。最も重い9.7キログラムのランドセルを背負っていた小学1年生は女子であり、当時の平均体重20.8キログラムと比較すると、体重の約なんと半分近い重さであったと指摘されています。

私、今体重60キログラムぐらいですけれども、もう30キログラムぐらいということです。そして小学生の方はまだ筋力も発達されてないので、とてもちょっと想像を絶するところがあります。もちろんこれは全国平均を示すものではありませんが、小学校低学年の児童におきましては、通学時の荷物負担が非常に大きくなり得ることを示す一例であります。ほかの自治体もちょっと見てみたんですけれども、児童・生徒の通学時の荷物の重さについて、実態把握、軽減策の試行をしている例を挙げます。例えば、北海道江別市では令和6年度の大学連携調査研究事業として、小学生643人を対象に手荷物を含む通学かばんの重さなどを調査し、4キログラム以上の荷物を持つ制度が55.8%、6キログラム以上も14.9%という結果が出ています。

そこで伺います。本市の児童・生徒の通学時の荷物について先ほどのご答弁の中でも、重要な課題というふうに認識していただいて、実態把握を行っているということで少し安心したところなんですけれども、今言いました体重比の観点から実態を把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 重さ的なものに関してはやっぱり曜日でも違うし、学年によっても違うので、明確な基準というのはなかなか図りづらいというようなところで、教育委員会としては、どれだけその荷物を少なくするのにどう工夫をしているかというところで、実態把握をしているところです。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） お気持ちはすごく分かるんですけれども、やはり先ほどの私の例にもあったとおり、やはり自分の体重の半分近くを重い荷物を、そして長い道を通学されていることをちょっと考えると、もう一步踏み出していただいてその実態をより詳細に、例えば、小学校1年生、3年生、6年生、中学校1年生など、学年を抽出していただいたり、荷物も全て含めた総重量を測定して実態を把握していただけないかと、これは要望をさせていただきます。お願いいたします。

次に、2項目めタブレット端末や教科書等の持ち帰りに関する方針について伺います。タブレット端末の活用は、学習の充実にとって大切な取組であると考えております。一方で紙の教科書やノート副教材に加えて、タブレット端末まで持ち帰るとなると結果として荷物が増える可能性もあります。先ほどご答弁もいただいて工夫もしていただいているということで少し安心いたしました。

では、先ほどの実態。例えば、週末の金曜日においては持ち帰りを控えるとかいうお話があ

ったんですが、学校ごとに一律なのか、それとも学校ごとに違いがあるのか、分かっていたら教えてください。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） タブレットなんですけれども、各学校において児童・生徒や発達段階とか家庭学習の状況、宿題の状況とか、それとか、授業での活用状況というのものもあるんです。今、そういう各学校の状況を踏まえながら判断してその結果として持ち帰りの頻度に違いが生じることというのはあります。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

個別具体的に学校の方針というかそういうのによっても違うというお話だったんですけれども、先ほどの答弁の中では多分なかったかと思うんですが、中学生におきましては部活動の用具も荷物負担に関わってまいります、部活動の用具については学校に置いてよいものと、持ち帰るものの基準があれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 部活動の用具なんですけれども、競技や活動内容によって、必要となる用具は大きく異なります。私は陸上部を持っていたけれど、陸上で必要な物は靴だけなんです。でも剣道はたくさん要ります。なので、そのために各部活動において、用具の種類とか保管場所、使用頻度を踏まえながら、部室などに置いておくものと持ち帰るものを定めて、生徒の負担軽減に配慮した運用を行っているところです。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

では、3 項目め、いわゆる置き勉などの荷物負担軽減策について伺いますけれども、先ほど申しました文部科学省の事務連絡でも、家庭学習で使用する予定のない教材などについては、机などに置いて帰ることを認める工夫例が示されております。先ほど置き勉についてのお話も答弁でいただきまして、単に減らせばいいということだけでなくベストミックスということでおっしゃるとおりだと思うんですけれども。

では、本市の小・中学校で置き勉を進める上で学校内に十分な保管スペースがどの小・中学校にもあるということでしょうか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 保管スペースなんですけれども、主に教室内の個人の棚とか、教室の棚とかを活用して副教材を保管しています。また、学校によっては、ちょっと保管スペースが不足するところはあるんですけれども、その際は廊下とかに棚を設置するなどの工夫を行って、児童・生徒が教材を適切に保管できるように配慮いたしております。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。その工夫というか配慮、本当にありがとうございます。

最後です。まとめますけれども、荷物負担の軽減は、子どもたちを甘やかすという話ではなく、健康、安全、そして安心して登下校できる環境を整えるという話でございます。教科書のページ数や大きさ、タブレット端末の活用、水筒や部活動用具など、子どもたちが持ち運ぶものは、私たち大人が子どもだった頃とは大変変わっております。だからこそ、ある意味昔と同じ感覚で考えるのではなく、今の子どもたちが実際にどれくらい荷物を持って通学しているのか。まずはその把握をしていただいているということですが、より詳細な把握をお願いさせていただきます。この質問を終わります。

3件目、お願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 3件目についてご回答いたします。

まず1項目めについてですが、本市では、物価高騰を市民の日常生活のみならず、地域経済にも直結する重要な問題と捉えており、市民の健康や福祉、子育て世代や高齢者をはじめとする皆様の暮らしに大きな負担を生じさせていることを強く懸念しております。

日々の生活必需品である食料品や光熱費などの物価上昇が家計を逼迫し、先行きへの不安を感じながら日々の生活を送られている現状に加え、社会全体として購買力の低下や地域経済への影響も懸念され、市民の皆様の暮らしに及ぶ影響の深刻さを重く受け止めているところであります。

次に、2項目めについてですが、これまでも本市では、物価高騰対策としての必要性や緊急性の高い事業について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して、迅速に実施してまいりました。本年度実施しております支援事業としましては、19歳以上の方を対象とした食料品等物価高騰支援金給付事業の3億4,500万円余りのほか、小学校給食の無償化、中学校給食の10割補助、ひとり親子育て世帯支援特別給付金、保育所等への給食支援費補助、子ども食堂への支援、プレミアム付商品券、地球温暖化対策補助、高齢者世帯エアコン購入費助成など、3億2,200万円余りの予算に基づき、幅広い家計支援や消費喚起事業者支援等に幅広く取り組んでいるところであります。

一方で、物価高騰は現在も継続し、様々な分野で影響を及ぼし続けておりますので、市民生活や社会情勢、国の動向等を的確に見極めつつ、必要に応じてさらなる対策を検討する必要があるものと考えております。

次に、3項目めについてですが、事業内容の検討に当たりましては、全庁的に必要な事業の洗い出しを行いながら、予算編成の過程において国の示す推奨事業メニューなども参考とした上で、慎重かつ丁寧に検討を行っているところであります。実態の把握につきましては、公的な統計データ、例えば、消費者物価指数や石油製品価格調査など、客観的なエビデンスを確認することに加え、市役所の各窓口に寄せられるご意見や各種団体からの要望など、現場の声を

幅広く収集することを心がけているところです。これらの情報や市民の皆様の声を施策立案に生かすことで、効果的かつ適切な事業の検討、実施に引き続き努めてまいります。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございました。

冒頭、言わせていただきました2026年6月の飲食料品値上げは1,078品目、値上げ1回当たりの平均値上げ率は月平均14%。そして2026年通年の値上げ品目総数は、1月から10月までの判明分で9,361品目、6月中にも調査を開始した2022年から5年連続で年間1万品目突破が判明する見通しということです。

また一昨日、毎日新聞の記事で、農水省が実施した調査で、鶏モモ肉の店頭平均価格が100グラム当たり155円と過去最高を更新したと。卵も309円となったところです。これはこの物価高で市民の皆様がもう節約、1円、10円を本当に切に感じて節約志向であられるということで需要が増加したということでこういった数字も出ているとのこと。

まず、1項目めの市民生活への影響について、市長に伺いますけれども、この先ほど言った数字データであるとか、市民の皆様の日々の暮らしに関わる物価高騰という問題が、市民生活にとってどの程度深刻な課題だと受け止めていらっしゃるのか、今は平時なのか、緊急事態なのか、市長の認識をお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 物価高騰ということでございますが、この物価高騰は本当に全国的な問題ということで、当然もちろんですけど、本市におきましても、市民生活はもちろんのこと地域経済にも影響を及ぼす重大な問題として受け止めております。

今、議員ご指摘の食料品、そして、それだけに限らず光熱費など、生活に欠かせない支出が相次いで増加し、多くの市民の皆様的生活に相当の負担が生じて、将来の不安を抱えながら日々を過ごされている現状があることを重く受け止めております。物価上昇は今も続いておりますので、幅広い分野で影響が長期化する可能性もあるということから、市民生活の状況、そして社会情勢、国の動向等を注視しつつ、引き続き国への働きかけを行いながら、必要に応じてさらなる対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

3項目めに入るんですけども、今、ご答弁の中でも様々な施策をしていただいているというお話でした。

では、施策の前段階です。市民の声からどのような施策を打っていくべきかという仕組みについて伺います。先日の議会と市民の意見交換会、私も初めて議員として参加いたしました、感想としてはもちろん大変有意義なものでした。ただ、もちろん毎回参加していただいて熱心に意見を述べてくださっている、ある意味固定というか、同じ市民の方の存在がいらっしゃるのかなというふうにちょっと感じて大変ありがたいものですし、否定するものではないんです。

けれども、声を上げられない方であったりとか、こちらからも声を聞きに行くぐらいの気概で、本当に様々なそれこそ若者世代、子育て世代や若者の声を吸い上げるシステムがあったらいいのになと思いました。特に物価高騰。そういった課題が必ず挙がってくると思います。だからこそ声を上げる人の声を聞くだけでなく、声が届きにくい人の声を市の側から取りにいく仕組みが必要ではないかなと思っています。

そこでちょっと提案をしたいんですけども、市民の声を把握する方法として、アンケートであったり、意見箱、市民意識調査があるというふうにはもちろん私も分かっております。ただアンケート等は、一人一人の意見を把握する手法であって、市民同士が互いの意見を聞き合いまちの課題を自分事として考える場ではないのではないかなと思います。また、先ほどの意見交換会や説明会は、どうしても関心の高い方、時間に余裕のある方、地域活動に関わっている方に参加者が偏りやすいのかなと思います。

そこでほかの自治体を調べてみましたら、愛知県一宮市では、従来の市民参加型の会議は、団体選出や公募が多く幅広い意見を掘り起こしにくい側面があったとして、2011年度から無作為選出による市民参加制度を実施しているとのことです。ワークショップや会議への参加、審議会等委員に所属していただいたりなど、無作為に選出した市民の中からお願いする制度でございます。

また、兵庫県豊岡市では、無作為抽出で選ばれた市民に案内を送り、参加を希望した市民が地域課題について話し合う「自分ごと化会議」が行われております。2024年度は本市においても重要であります地域交通をテーマに無作為抽出で選ばれた市民のうち、希望者が参加して提案書も提出されております。本市でも先ほどの、従来の意見の交換会であったり、アンケートだけにとどめず市民が主体的にまちの課題について話し合い、意見を出合う場が必要ではないかなと思います。

そこで伺います。本市においても無作為に抽出いたしました市民に参加を呼びかけ、それこそ物価高騰における市民生活の支援など、その他身近な課題について話し合う、いわゆる自分ごと化会議のような熟議型の市民生活の仕組みを試行的に検討する考えはないか、伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず無作為抽出手法につきましては、今年度から様々な附属機関等を立ち上げる形になっておりますが、その中で市民の皆様にご参画していただきたいということで、例えば、市民公募がお一人だったとすると、その100倍、100人の方に無作為抽出した案内文書をお送りさせていただいて、応募があった方に何かあれば審査を行った上で参画いただくという手法をまず取っているというところと、市民参画という意味であれば、今年度につきましては。市長と語る会。こちらを再開する予定にしておりますので、そういった場でも市民の皆様のご意見等をいただきまして、ぜひ市政に参画いただければと思っていますところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

最後の要望をいたしますけれども、物価高騰は統計上の数字以上に市民の日々の暮らしに重くのしかかっております。市民に最も近い基礎自治体として、本市が市民生活の実態をどう把握し、どう支援につなげるのかが問われていると思います。特に声を上げることができる人だけでなく、若者、子育て世帯、働く世帯、高齢者、生活に不安を抱える方など、声が届きにくい市民の生活実感を把握することが大切です。先ほど新たに公募をして足りなかった分は無作為抽出というお話がありましたけれども、その方向性で、ぜひ、自分ごと化会議とか、熟議型の市民参加の仕組みについて、今後、より積極的に検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月23日午前10時から再開いたします。

本日は、これをもちまして散会いたします。

散会 午後4時56分

~~~~~ ○ ~~~~~